

砥 部 町 議 会  
平 成 24 年 第 4 回 定 例 会  
会 議 録

平成 24 年第 4 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 24 年 12 月 6 日	
招 集 場 所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成 24 年 12 月 6 日 午前 9 時 30 分 議長宣告	
出席議員	1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎      8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 井上洋一 13 番 中村茂      14 番 中島博志      15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
欠席議員	なし	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長                      中村 剛志 教 育 長                  佐野 弘明      総務課長                  原田 公夫 企画財政課長              松下 行吉      戸籍税務課長              辻 充則 会計管理者                  東岡 秀樹      教育委員会事務局長      坪内 孝志 介護福祉課長                  重松 邦和      保険健康課長              大野 哲郎 産業建設課長                  萬代 喜正      生活環境課長              日浦 昭二 広田支所長                  丸本 正和	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
議員の指名	13 番 中村 茂      14 番 中島 博志	
傍聴者	10 人	

平成 24 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

平成 24 年 12 月 6 日（木）午前 9 時 30 分開会

- 日程第 1 行政報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 5 7 号 平成 23 年度砥部町水道事業剰余金の処分について
- 日程第 7 認定第 1 号 平成 23 年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第 8 認定第 2 号 平成 23 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 3 号 平成 23 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 1 0 認定第 4 号 平成 23 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 1 1 認定第 5 号 平成 23 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第 1 2 認定第 6 号 平成 23 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 7 号 平成 23 年度砥部町梅野奨学資金特別会計決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 8 号 平成 23 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

- 日程第 1 5 認定第 9 号 平成 23 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 1 0 号 平成 23 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 1 1 号 平成 23 年度砥部町水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 0 号 砥部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 6 1 号 砥部町課設置条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 6 2 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 6 3 号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 6 4 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 6 5 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 6 6 号 砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 6 7 号 砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 6 8 号 砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 6 9 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 7 0 号 平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 7 1 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

・散 会

平成 24 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 24 年 12 月 6 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、平成 24 年第 4 回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。



日程第 1 行政報告

○議長（政岡洋三郎） 町長挨拶及び日程第 1 行政報告を行います。中村町長。

○町長（中村剛志） 12 月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今年も残すところ 3 週間余りとなりました。議員の皆様には年末何かとご多忙の中、ご出席を賜り、提案させていただきます案件をご審議いただきますことに対し、心から御礼を申し上げます。さて、解散に伴う衆議院議員総選挙が一昨日公示され、各地で激しい選挙戦が繰り広げられております。経済問題、外交問題、あるいはエネルギー問題など、日本が抱える問題は多岐にわたり、何を基準に選べばよいかわからないなどと、戸惑いの声も聞かれているようです。ここまで問題が山積みとなり、置かれた状況が国難と言われるまでに至ったゆえんの 1 つに、決められない政治、あるいは決められなかった政治があると言われております。元を手繰れば、選んだ私たちの判断に行きつくのだらうと思います。そういう意味においても、今回の選挙は重要な選挙だと思います。しっかりと公約を判断した上で、腹を据えて、日本の将来を託す大切な 1 票を投じていただきたいと思います。さて、私の任期も残すところ 2 カ月となりました。就任して 10 年が経過し、その間、広田村との合併、公共下水道の建設、役場の改革、また、陶街道のまちづくりとして坂村真民記念館の建設、陶街道文化まつり、歩行者天国の秋の砥部焼まつり、民話の里ひろた物語など、議員の皆様と一緒に考えて、計画し、多くの方々に助けていただき、町民の皆様にご賛同、ご協力をいただきながら、事業を進めさせていただきました。もちろんご期待に応えられなかったこと、反省すべき点多々あります。しかし、就任以来、公正・公平・平等を旨とし、町民の皆様はお客様であり株主という理念を貫き、町民の皆様の声を最優先に、何事においても前向きに私自身も楽しみながら取り組んで参りました。私にとって町民の皆様から町が明るくなったよ、役場がよくなったよという言葉が一番うれしかった言葉であります。坂村真民さんの詩に、あとから来る者のために苦勞をし、我慢をし、田を耕して種を用意しておくのだ。あとから来る者のために、自分で出来る何かをしていくのだという一節があります。そのような仕事はできなかつたかも知れませんが、しかし、能力・成果は別として、私は仕事大好き人間ですので、いつもどうすれば町がもっと良くなるかを考えながら、全力で頑張ってきたつもりです。この 10 年間のご支援、ご協力に感謝しつつ、砥部の町が、もっと素晴らしい町になることをお祈りしたいと思います。議員の皆様にとりましても、また、私にとりましても、この定例会が最後の議会となります。皆様の胸に秘める思いはそれぞれだ

と思いますが、健康には十分留意していただき、これからも砥部町の発展にご尽力いただきたいと思っております。今定例会に提案させていただきます議案でございますが、条例制定及び改正9件、一般会計等の補正予算3件、人事案件1件となっております。いずれも詳細に説明させていただきますので、ご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。なお、行政報告はこのあと総務課長が行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） それでは、9月議会以後の行政報告を行わせていただきます。まず総務課関係でございますが、資料1ページをご覧ください。危機管理関係で、秋季全国火災予防運動がございました。11月9日から15日までということで、その間に消防職員と女性消防団員が一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火対策の指導や、住宅用火災警報器設置の周知を行いました。また10日にはパルティフジ砥部店において、住宅用火災警報器の広報啓発活動を行っております。2点目としまして、小型動力ポンプの購入を行っております。9月3日入札の結果、株式会社ヤマダと428万4千円で契約をいたしました。11月20日に納品され、消防団第1、第7、第8分団に配備をしております。本事業には石油貯蔵施設立地対策等交付金が充当されております。続いて、選挙管理委員会関係でございますが、明るい選挙ポスターコンクールがございました。本町に270点応募があったわけですが、この中で町、県、中央選挙管理委員会の審査を経て、右側に載っておりますが、松山南高等学校砥部分校3年阿部杏子さんの作品が文部科学大臣・総務大臣賞を受賞されました。また、提出された73作品は、芸術文化フェスタ会場で展示をいたしました。続いて企画財政課関係でございます。民話の里づくり事業でございますが、広田地域の民話と伝説20話を取りまとめた冊子、民話の里ひろたを作成し、広田地域へ全戸配布するとともに、町内の小中学校へ配布をしております。また、その民話と伝説を録音した音声案内装置を広田地域に14機設置しております。内容は下に書いておるとおりでございます。続きまして2ページをお願いいたします。入札執行状況関係でございますが、9月1日から11月30日の間で41件ございました。その内39件は指名競争入札、1件が公募型指名競争入札、1件が公募型見積競争でございます。設計金額の総額としまして、2億7,483万4千円。契約総額2億4,033万3千円。落札率といたしましては、87.4%でございます。内容につきましては、建設工事から、物品購入まで表示しておるとおりでございます。続きまして介護福祉課関係でございます。宮内幼稚園の園舎耐震補強等整備工事が10月31日に完成しております。それと砥部幼稚園園舎改修工事設計委託業務、これにつきましては10月22日に入札の結果、株式会社大建設工務と225万8千円で契約を締結しております。続きまして産業建設課関係でございます。砥部焼観光関係で、まず1点目長曾池の東屋の建築工事でございますが、10月1日入札の結果、株式会社洋武建設と499万4千円で契約をしております。12月20日までが期間となっております。2点目としまして、砥部陶街道文化まつり、まず1つ目秋の砥部焼まつりでございますが、3万3千人の来場者ということで、3日、4日の2日間、伝産会館を中心に59軒の窯元が参加し、対面販売や砥部焼オークションなどを行っております。

またオープニングでは、砥部町の観光キャラクターななうめちゃんのお披露目を行っております。2つ目に、スタンプラリーを行っております。参加者は223人で、2日間で8つのポイントを巡った方に砥部焼や特産品を贈っております。3ページへ参りまして、町産品フェスタでございますが、これにつきましては中央公民館周辺にて、19団体が出店し、町産品の展示販売を行っております。4点目、町産品の愛用運動ポスターの展示でございますが、町内小学校から応募のあった56作品を会場で展示しております。5点目としまして、砥部の里めぐり、砥部陶街道五十三次俳句大会、11月4日に開催いたしまして、105人から369句の投句がありました。優秀作品は砥部焼皿に揮毫し、表彰を行っております。農業振興関係でございますが、広田ふるさとフェスタということで、11月4日ひろた交流センターをメイン会場に、農林産物の品評会、和太鼓、獅子舞の共演、演歌ショー、仮面ライダーショー、もちまきなどを行い、約6千人の来場者で賑わっております。林業振興関係でございますが、林道神の森小猿線災害復旧工事につきましては、9月30日に完成をしております。道路管理関係で、町道中組三反地線道路改良工事でございますが、これにつきましても、9月30日に完成をしております。生活環境課関係では、まず公共下水道関係でございます。接続状況でございますが、510戸ということで、69%となっております。下水道関連工事につきましては、4ページに渡りまして7件ございますが、表記しておるような進捗状況でございます。続きまして、教育委員会事務局関係でございます。学校教育関係では、中学校の改築工事の進捗状況でございますが、11月末で約90%の進捗率となっております。2点目、中学校の屋外便所等の新築工事並びに中学校部室棟の新築工事につきましては、10月15日に入札が行われまして、両事業とも株式会社小泉組が落札をしております。4番目の中学校事務机、事務用椅子、袖机等の購入でございますが、11月5日入札の結果、アカマツ株式会社が764万1千円で落札をしております。同日行っております被服室の作業台、角椅子につきましては、稲田書店が197万9千円で落札をしております。中学校の生徒用机、椅子につきましては、アカマツ株式会社が673万7千円で落札をしております。また、中学校のカーテン等の購入につきましては、インテリアどいが220万5千円で落札をしております。それと、中学校の折りたたみ椅子につきましては、11月19日入札をいたしまして、アカマツ株式会社が862万4千円で落札をしております。続きまして、社会教育関係でございますが、1点目としまして、文化会館の舞台吊物機構改修工事でございますが、10月3日に完成をしております。音響設備改修工事設計委託業務につきましては、10月31日に完了しております。陶街道ゆとり公園関係で、あすなろ山ローラーズライダー修繕工事につきましては、9月14日に完成。体育館の改修工事設計業務につきましては、10月31日。公園屋外キュービクル取替え工事設計業務につきましても、10月31日に完了しております。最後に、芸術文化フェスタの関係でございますが、11月3日、4日の2日間、中央公民館を中心に、町民1,191人による陶芸、絵画をはじめとした各種作品1,569点の展示、料理教室生等によるバザーやお茶席、11月10日には、吟詠大会を行っております。また、17、18日2日間、文化会館において、みなくる芸能発表会を開催しております。以上で9月以降の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） これで行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（政岡洋三郎） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番中村茂君、14番中島博志君を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（政岡洋三郎） 日程第3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月30日開催の議会運営委員会において、本日から14日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月14日までの9日間と決定しました。

~~~~~

## 日程第4 諸般の報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より10月末日までの例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。

次に、本日までに受理しました請願はお手元に配りました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は12月14日の本会議でお願いします。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長（政岡洋三郎） 日程第5 一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されるようお願いいたします。また理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。それでは、質問を許します。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 1番佐々木隆雄です。冒頭に町長の方から今回で引かれるということで発言もありました。この町長の10年間の町長としての様々な活動に対し、敬意を表したいと思います。中村町長は10年間で延べ241人、私の今回を含めましたら242人というふうになる



と思いますが、242人の議員から400数十件の質問を受けられることとなります。これはあの、広報とべの12月号に紹介されておりましたが、そのとおりに間違いございませんでしょうか。私はこの4年間で今回も含めて通算16回目、項目が全部で36になるんですけども、質問をしたこととなります。4年前の町議選に立候補する時に、議会では一般質問を必ず毎回いたしますというふうに町民のみなさんに約束をいたしました。そのことがきちんと、まあ、実行できたというふうなことについては誇りに思っております。そしてまた、多少大げさなんですけども、中村町長最後の答弁を受けた議員として、歴史にも残るわけでございます。そういうことでもありますので、今回は少し欲張って5項目の質問を準備いたしました。最後まで町長に町民要求を実現するために頑張っていたいただきたいというふうな思いを込めて、これからさせていただきます。なお、今回の質問の大半は12月に日本共産党の砥部支部で町民向けにアンケートを取った、その中からいくつか出されている項目を中心に質問をいたします。どうぞよろしくお願いたします。まず1点目は土曜日の保育時間の延長を求める声がありました。土曜日の保育所は午後12時半、最長でも1時までというふうになっておりますが、延長を望む声も出ているようでございます。砥部町外では実施しているところもあって、町内でもぜひ実施してほしいというふうな声があります。これを実施すると、若い人の子育て支援にもつながってくるのではないかなというふうに思います。大いに喜ばれるのではないかと思います。町長いかがお考えでしょうか。なお、こういう声がありました。保育所はなぜ土曜日が休みなんですか。土曜日仕事の人は町外の保育園に行かなくてはなりません。これは31歳の女性、パートの方です。それから、同じようなことですね、砥部町は土曜日の午後、保育園に預けられずに、困ります。29歳の女性、会社員の方。というふうな声なんかがありました。2つめは、独居高齢者見回りの取り組みについてお尋ねいたします。昨年7月より、独居高齢者生活状況確認事業を開始いたしました。現状でどうなっているのでしょうか。またその評価はどうなんでしょうかというふうなことを聞きたいことと、今後ますます高齢者は増えてくることははっきりしておりますが、この事業はそういう意味では拡大もする必要はあるのではないのでしょうか。町長はいかがお考えでしょうか。少しさかのぼって、昨年このスタートに当たっての愛媛新聞の記事がありました。仕組みは郵便配達員が月に1回、対象者のお宅を訪問して、生活の様子や健康状態を確認して、記録票を作って町の方に提出すると。対象者は山間部でひとり暮らしをする要介護認定を受けていない80歳以上の高齢者。介護福祉課がリストアップした候補の中から、約30人を募る、というふうなことでもございました。なお、決算の特別委員会での報告の中の事項としてですね、23年度は23人が利用して、町費の支出はわずか2,914円というふうなこともありました。このような事業ではあります。さっき申しましたように、ますます高齢者が増えてくる中で、この事業は拡大しないといけないんじゃないかなというふうに思っております。町長のお考えをお尋ねいたします。町民から寄せられてた声では、こんなのがありました。私は息子だけなので、寝込んだ時が不安です。足腰が立たなくなった時のことも不安です。それから、老人2人だけの家族なので、今は2人とも元気ですが、病気になった時が心配ですというふうな、そういう声なんかも寄せられておりました。それから3点目は、町の職

員再雇用の件について、お尋ねをいたします。定年退職者が再雇用されていて、これは天下一ではないかというふうな指摘がありました。私どものアンケートの中に、具体的なお名前も含めて書いてあったんですが、肝心の寄せられた方の住所やお名前はなかったので、真意がちょっと確かめられなくて申し訳ない点はあるんですけども、そういうその具体的な名前まで挙げての指摘があったということで、少しこれ取り上げさせていただいて、町長のお考えをお聞きしたいということで、出しております。定年退職者が再雇用されて、天下一ではないかとの指摘がある、という表現だけだったんですが、私のところ、私が考えるにはこの間ずっと町職員の定数は少しずつ減ってきております。減ってきておりながら、片方では再雇用という形で元いた職員を採用してるというふうなことに對する町民の方の不満ということで、こういう指摘があったんじゃないかなというふうに考えられます。町長のお考えをお聞きしたいというふうなことで、3点目は質問をいたします。それから4点目は、第30回砥部焼まつりを実りあるものにしていきたいなど、私の気持ちも込めての質問になっております。失礼します、これ来年4月と質問書になっておりますが、今年4月の間違いですね。今年4月の砥部焼まつりは7万人の来場者がありました。特に2日目は天候不良もあって、例年に比べ来場者数や売上面でも減っているのではないかと思います。企画がマンネリ化しているという、これは実は現場で聞いた声なんですけども、出されておりました。そういう意味では30年という節目の年に、来年の砥部焼まつりはなるわけなんですけども、砥部焼も含めて、今までやってるようなイベントなんかも含めてなんですけども、さらにもっと大きく砥部町をアピールし、多くの人に来ていただいて砥部の良さをわかってもらえるようなことが必要じゃないかなというふうなことで、何かこの期待を込めての町長のお考えを、お尋ねをしております。砥部焼まつりに関連しては少し町民から別な形の声も出てたんで、ちょっと関連しますので紹介をさせていただきます。1つはですね、今年は初日でも例年よりは来場者が少なかった、マンネリ化している、これは生の声ですね。それから2つ目3つ目は少し交通の便のことを指摘されました。町外の方から、これは松前の人だったと思うんですけども、私は松前の住人なんですけども、私が砥部町の議員をしてる話をした時に、言ったんですけども、駐車するのに時間がかかってね、それでもう帰っちゃったのよというふうな声がありました。何とかしてほしいなというふうな話でした。それから直接砥部焼まつりではないんですけども、このイベントのときや、それからサッカーなんかの時に非常に混雑して、住民自身、困るんだというふうなことが、これもアンケートの中にも書かれておりましたので、合わせて紹介をさせていただいて、全体の企画とそれからさらに交通の便の、何て言うんですか、交通アクセスの改良と言いますか、その辺も合わせて考えておく必要があるんじゃないかなというふうに思われます。以上、砥部焼まつりの実りあるものについては以上でございます。それから最後5点目には、社会保障制度改革推進法の基本的な考え方をお尋ねいたします。これは消費税増税が決まりましたが、それに関連して、社会保障制度改革推進法、というものが成立いたしました。この推進法の内容は、社会保障制度に対するかなり思い切ったと言いますか、徹底した公費の削減をしてるのではないかというふうに私は見ております。国庫負担や交付金並びに自治体単独事業や、国保への地方財政の繰り入れなど、地

方自治体の負担の軽減であって、これらは国民の生活のために使うお金を削るということであって、当然砥部町民にとっても、安定した生活が送れなくなるというふうなことにも繋がってくるのではないのでしょうか。国民の暮らしを守るため、この推進法に対して町長はどのようにお考えなのか、所見をお伺いいたします。以上5点、少したくさんになりましたが、よろしくお願ひいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 先ほどは見苦しい場面を見せまして、大変失礼をいたしました。みなさんに大変にお世話になったということをおもいますと、自然に涙が出て参りました。それでは、最後、私にとって最後の議会に佐々木議員さんからご質問をいただきまして、本当にありがとうございます。10年前に本田嘉石議員さんが一番バッターでした。本当に頭真っ白で答弁をさせていただきました。それからちょうど10年経ちましたが、まだやっぱりこの議会に臨むときは、緊張感でいっぱいあります。それでは、佐々木議員さんの質問にお答えをさせていただきます。初めに、土曜日の保育時間の延長についてのご質問ですが、近年都市部を中心に全国的な傾向として、働く女性の増加や、就労形態の多様化などを背景に、保育所の延長保育サービスに対する需要が高まっており、延長保育の促進は重要な課題であると認識をしています。しかし、本町において土曜日の午後保育が必要と思われる家庭数は、勤務証明等で確認する限り、少ないため、現在のところ実施しておりません。数を申し上げますと、7名ということでございます。町内で7名ということでございます。反対に、他の町内で預かってくれないから松山へ行っている方もおられると思います。しかし、現在把握しているのは、7名ということであります。また、延長保育の拡充にはもうご存じのように、職員の配置、財源の確保、利用者負担のあり方など、様々な課題がございます。これも解決していかなければなりません。しかし、大切なことでもありますので、今後も子育て支援に対するニーズの把握に努めて参りたいと思っております。次に、独居高齢者見回り取り組みの強化を、ということでございます。この高齢者生活状況確認事業は、現在郵便局に委託し、民生委員や老人クラブにより、独居高齢者の見回りが困難な地域を優先して行っております。現在は15人が利用しております。これまで、健康異常について早期発見ができ、健康状態の回復につながった例が3件あります。また、日常生活で困っていた事例も5件改善されました。これは、高齢者への支援に寄与していると私も評価をいたしております。今後は高齢者社会に対応するためには、本当に少ない予算で実施できる事業でございますので、今後一層強化して参りたいというふうに考えております。次に、町職員再雇用の基本的な考え方のご質問でございますが、先般議会改革で一問一答式、そして理事者側にも質問権をいただきましたので、せっかくの機会でございますので、私の方から佐々木議員さんにお伺いしたいと思っておりますが、議長よろしいでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 許します。

○町長（中村剛志） ありがとうございます。議長より許可をいただきましたので、佐々木議員さんにお尋ねをいたします。議員さんのご認識の天下りとは、どのようなものとお考えでしょうか。先ほど具体的にお名前も出てたということでございますので、お名前は結構でござ

いますが、どういう案件であったか、その2点について、お話をいただいたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） はい、町長のお尋ねにお答えいたします。先ほど申しましたように、アンケートの中で寄せられた方のお名前自身がわからないので、真意がわからないということはあったんですが、具体的に元町職員の方のお名前を書かれたものですね、この2人は天下りじゃないかというふうな表現があったわけで、私自身も天下りということは、一般論としてはですね、いわゆる行政に関係しての方が直接その現場に戻るということではないんですが、関連したところへ一定の待遇を受けて着任するというようなことが一般的には天下りというふうなことになるんだろうとは思いますが、この名指しで出されておりましたらお2人については、1つはある施設の管理職になってるというふうなことで、もう一方は管理職ではないと思いますが、日常的に現場に出て色んな作業をしてるというふうなことで、指摘がありましてですね、具体的にその2人のことを指して天下りだというふうな表現をしたものですから、一応記述されてる事実はそのままここには紹介させていただいたというふうなことでございますが、よろしいでしょうか。

○町長（中村剛志） ありがとうございます。私も佐々木議員さんと同じように、天下りというのは、関連の組織であったり、そういうところで退職金もいただいて、高額の給料で優遇されているというのを基本的に考えております。さて、今ご指摘をいただきました件、私の方は10年間町長をさせていただいて、再雇用とか臨時雇用をした人、それと町の関連のところへ1名いまして、3件私はあるというふうに認識をいたしております。まず1つは伝統産業会館でございますが、1名行っております。これは今まで館長を務めていただいた方が、有能な方で行っていただきました。65歳ということで、条例による定年を迎えました。そして、その方が非常に有能ではあったんですが、やはり同じ同業者の仕事ということで、一部窯元さんからやはり同じ同業者というのは話もしにくいし、難しいというようなことを言われました。そういうことで、定年ということで町の職員から1名行っていただきました。これについても、給与についても役場の時にもらっていた給料の3分の1程度ではないかと思っております。もちろん退職金はありません。それと、もう1人は美化センターへ行っております。これは再任用という制度を使わせていただきました。これは2年間に限って再任用させていただきました。再任用の場合は、職員の定員数に加えられます。そういうことで、一昨年からは臨時職員になっております。臨時職員はご存じのようにもう日当でございますので、大体6,700円、7,000円あたりの日当でございます。そういう方が1名いらっしゃいます。それと、もう1人は公民館で花作りを担当していただいております。実際砥部町の町が花作りで、本当に美しい町だと言われております。役場の玄関におきまして、そして公民館の玄関におきまして、本当に素晴らしい花壇ができております。これを私は専門の方をお願いしたらどれだけ費用がかかるか。そういうことも考えますと、さっき申しましたような、日給でやっていただけるというのは、かえって安く上がるというふうにも考えました。そういうような例が3件はございますが、私は必要な

時に、そして知識や経験が要求される場所で、即戦力が必要という場合に限って、このようなことをやってきたわけでございます。一般的に臨時職員の採用というのは、広報やホームページで募集しております。緊急を要する時には、過去に来ていただいた方をお願いもしております。そういうことで、この件につきましても、公正に、そして公平平等に私は取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。次に、第30回砥部焼まつりを実のあるものにとのご質問でございます。これは昭和58年にスタートした砥部焼まつり。来年で30回を迎えます。私も初回の時に売店を担当させていただきました。その当時は商工会も売店をやらないということで、我々町の商店主10名がグループになって支えたわけでありまして、それが2回目からは商工会主体になりました。そういうことで、この砥部焼まつりには私も思い出がたくさんございます。そういうことで、昨年人数が少なかったと、2日目の天候が悪かったということも大きな問題ではありましたが、やはり多くの方に着ていただきたいというふうに思っております。去年も、しかし売り上げについては、前年比の1割未満の落ちでありました。人員からすればよく買っていただいたなというのが私の感想であります。しかし、この砥部焼も30回を機会にまたもう一度飛躍しなければなりません。私も昨日実行委員会に参加をさせていただきました。そして窯元さん、それぞれに意見をいただきまして、来年度のイベント等について検討をいたしました。議員の皆さんにおかれましても、外野席からではなく、町の祭りとして色々な観点から積極的なご提案、ご指導をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。最後に社会保障制度改革推進法の基本的な考え方でございますが、将来に渡る社会保障制度の安定的な運営には安定した財源の確保と、持続可能な制度設計が必要であります。推進法はそのための一歩として位置づけられていると考えております。また、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策の課題などについては、国民会議で議論されることとなっております。我々一町長ももちろん声を上げていかなければなりません。大変大きな問題でありますので、町村会、その他でも積極的にこのことについて議論をして、発信をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） まず第1点目の土曜日の保育時間の延長のところでは、実数として今、町で認識してる方が7名というふうなことでございましたが、砥部町では土曜保育、延長もありますよというふうなことを打ち出して、たくさんの若い方に砥部町に住んで頂ければいいかなというふうな思いもありますので、確かに町長が答弁されましたように、人の問題というのもあるかと思いますが、砥部町にもっともっとたくさんの人が住んでいただきたいなというふうなことからすると、もう少し検討をしていただければいいんじゃないかなと思います。具体的に7名ということではありましたが、要望がじゃあその7名以外の方の中から、私が報告したようにですね、2人の方から出されてもおります。いわゆるそういうニーズとしては実際にはあるんじゃないかなというふうに思います。その辺では少し実態を何らかの形で調査をしていただくようなことを、お願いしたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） それでは、佐々木議員さんのご質問にお答えいたしますが、先ほど答弁で申し上げましたように、ニーズの把握に努めて参りたいということでございますので、この問題についても、これからきちっと把握して参りたいというふうに思います。私の任期ももう少しですので、この件については、次期の町長が決まりましたら、伝えておきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） それでは2点目のところをですね、色々実績もありますというふうなことで、早期発見をして良かったよとかですね、日常生活支援も5件ほど出来ましたというふうなことで、本当にいろんな方のご協力があって、成り立ってる事業だと思いますが、具体的にですね、1つは郵便屋さんですよ、配達の方。それから先ほど消防団や民生委員の方のお話もあったんですけども、さらに民間とタイアップしてそういう仕組みが作れないかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 民間については今後も検討をさせていただきますということで、答弁とさせていただきますが、今の郵便局の方が声をかけていただく、やはり人というのは、声をいただくというのは大変うれしいこと、声がかかるということが、それ自体が嬉しいことだと私は認識をしております。そういうことで、この事業をとりあえずもっと多くの方に回っていただくように、広げていくのが先ではないかなという気がいたしております。また、いい方法がもっとあれば、これからも考えていきたいし採用していきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 私が新聞報道の話在先ほどさせていただいたんですが、現在担当課のところでは、対象になる方が何人ぐらいというふうに想定をされてて、現在の利用が、15人と言われましたでしたかね。どうというふうになったんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えします。現在80歳以上の独居高齢者につきましては、広田地区で54名の方がいらっしゃいます。砥部地区には293名ということで、合計347名の方がいらっしゃいます。この事業につきましては、在宅の独居で、介護認定を受けてない方ということがございますので、この中から半分ぐらいの方がちょっと減ってくるんじゃないかと考えておりますが、広田地区の54名のうち、半分ぐらいが対象者とはなると思いますが、今現在広田地区でこの事業を利用している方が10名いらっしゃいます。砥部地区においては、大角蔵とか、大平、いわゆる山間部の方を中心に5名の方が利用しております。これが今の現状でございます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） これは砥部町の取ったアンケートでも出ておりましたが、私も前9月

議会でもデマンド交通の整備の質問もさせていただいたんですが、今回取った私のアンケートの中にも、やはり足の便が悪くなって、本当に困ってますというような声もたくさん寄せられております。どうしてもやはりそういう問題も含めて、見回り点検活動というのが今後も引き続いて重要な課題になってこようかと思っておりますので、今の事業を民間企業も含めて、町民に少しでも安心度が高まるような、そういう施策を実施していただきますようお願いしたいと思います。3点目につきましては、色々具体的な勤務先やら勤務形態まで含めてご紹介いただきましたし、募集の件についても、基本的には広報とべを通してですね、やっておられるだとか、緊急の場合にはまた違った対応もしているというような回答もありましたし、おおむね公平公正な運用をされてるというふうなことは、よくわかったんじゃないかなと思います。どうしても、感情的なことも含めてこういう声が寄せられたというふうに思いますが、これからも極力町民のみなさんがそういう誤解を招かないようなことには、我々議員も含めてなんですが、襟を正すことも大事なんじゃないかなというふうに思います。これからも、再任用に当たっては、条例にもありますし、きちっとそれに従って採用していくというふうなことにしていっていただきたいと思います。4点目の砥部焼まつりのところで先ほど町長の回答の中で、もう実行委員会も開かれて、そこでも意見交換をされたというふうなことでありましたが、この実行委員会のメンバーの中にいわゆる消費者と言いますか、できればその町外の方でよく来ていただいている方なんかも、何らかの形でお話を聞けるような企画作りに、そういう意味では利用する側からの立場での声なんかも入れていただくとより中身が濃くなるんじゃないかと思うんですが、実行委員会のメンバーにそういうふうに、いわゆる消費者のような方が入っているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 実行委員会については、消費者等は入っておりません。実行委員会というのは、1つはそれを実行する上での組織であるというふうに思います。また、消費者の方からは、他の色々な意見をお聞きするというので、やはり区別をしてやっていくのが私はいいんじゃないかというふうに思っております。もちろんおっしゃられましたように、消費者の方のご意見を聞くのは、大切なことでありますので、アンケートやそれから聞き取りなどをやっていきたいというふうに思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 町長言われたように、私も言った後、ああそうだなと思いました。企画作りそのものは実行委員会でやはり実務的なことを中心になろうかと思っておりますので、そちらにより効果的な活動をしていただく方がいいなと思います。それで、消費者の声なんですけども、昨年アンケートなんかは取られてましたでしょうか。それから、この秋の祭りのところでは、先ほどの行政報告では3万何千人でしたですかね、来場があったというふうなことではあったんですが、例えばその時なんかですね、そういう参加した人の声だとかいうふうなのがなんか具体的に聞かれたような、そういうことはあるんでしょうか。これは担当課長でもよろしいんですが。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。秋の砥部焼まつりにつきましては、当会場で、伝産の前で、おミカンをプレゼントして、もらった人だけ書いて下さいということで、書いてくださいねというお願いで、サンプルが 500 ありました。ほとんど 8 割以上、良かった良かったというアンケートでありました。これにつきましては、色んな実行委員会の中でも公表しておりますので、またデータがありますので、見ていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1 番（佐々木隆雄） 確かにどうでも良かったなんてことはたぶん無かったと思うんですが、春と秋の大きな違いは、春の場合はもう本当にこう広いところにどーんと商品が積んであるというイメージですよね。秋の場合は、それぞれの窯元さんが実際接客をしながら、販売をしてる、それがやっぱり 1 つ大きな違いだと思うんですね。それで、どっちがどうかというのは分かりませんが、窯元と対話しながら買っていくと、より親近感だとか、安心感だとかね、やっぱり買う側からすれば、あると思います。そういう意味では、春の場合には、さあもってけ泥棒じゃないですけども、どっちかって言うとどーんと置いてあって、それを皆さんカゴやら箱やらに入れてこう、そういう意味では窯元との対話というのがない、まあそれはそれでそういう違いを出してるんでいいんだと思うんですけども、その辺ですらね春のところのアンケートなり、その声というのは、ないんでしょうか。いかがですか。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 春の砥部焼まつりにつきましても、アンケートは取っております。交通に、会場に行くまでに非常に時間がかかった、ほで会場に行っても、非常に駐車場に行くまで、会場に行ってまた駐車場ということがございますが、国道 33 号線の先ほど佐々木議員さんからもご質問ありましたアクセスの関係につきましては、国、県の方に要望を上げて、また国体の関係もありますので、色んな形で渋滞対策ということで、国、県の方にお願いをしておる状況でございます。アンケートの中で、砥部焼の関係の方であったんですけども、非常にやはり混雑しているというのと、会場自身に陳列の中でその 1 人ずつがレジで少し待たされるという形のものもありましたんですけども、それにつきましては、実行委員会の方でレジを多く作ったりして、1 つずつアンケートをいただいた分については、改善策として対応してきております。そういう状態でございます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1 番（佐々木隆雄） 色々ご苦労されてる様子も分かります。まだ企画時点でのことで結構なんですけども、来年はここが違いますというふうなことが何かあるんでしょうか。その辺は町長いかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 昨日の検討会で、砥部焼大使をやめようということは、砥部焼大使に大体宣伝費も 180 万ぐらいかかっております。それを来年度はやめて、もちろん新聞そしてラジ



オ、テレビでのPRは致します。その費用を抽選会に使うということで、特賞が沖縄へご招待、そして1等が、今治のタオル、1,000円のを1,000本と。そしてまた3等が砥部焼、それからハズレというたらいかんで、4等賞というのも作ると。そういう案が出ておりました。そういうことで大体進むのではないかと思います。毎年イベントについては、1つ1つチェックをしております。例えば前夜祭やった時は、マスコミがいっぺんに駆けつけてくれまして、それを報道してくれたんで、非常にたくさんの方に来ていただきました。しかし、2年3年になると、マスコミさんの方は、あんまりニュース性がないということで、放送がなくなったというような経緯もあります。毎年新しいものを取り入れて、そしてまたお客さんに来ていただくように努力をしていくところであります。それから、先ほど春と秋の砥部焼まつりについてのご意見、本当に今言われたとおりで、例えば、春はスーパーマーケットであって、そして秋は専門店のセールであるような気が私はいたしております。やはり秋というのと春と形を変えようということで、スタートいたしました。有田の陶器まつりを私も何度も行っておりますので、それをモデルにして、秋の砥部焼まつりを作らせていただきました。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） ぜひ30回、節目の年の砥部焼まつり、盛大にやって行きたいなと思います。私もできる限り、色んな協力は惜しまないつもりでおりますので、どうぞよろしく願いいたします。さて、5点目のところは、なかなかまあ、確かに町長が言われましたようにですね、国政レベルの問題で、十分に町長の立場で発言も難しいというふうなこともあろうかと思いますが、実は私この社会保障制度改革推進法案、もう法になりましたが、これを手に入れて見てみたんですが、わずか14条、15条です。15条と附則が何条かある、極めて文章としては短い法なんですけども、読んでましたら、ちょっとこれ大変やないかなというふうに思いました。例えばですね、第2条で社会保障制度改革が次に掲げる事項を基本として行われるものとする。その1、自助・共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じての実現を支援していくことというふうな文章があるんですね。非常にきれいな言葉が並べられているんですが、これほとんどもう自分達でやりなさいよというふうなことで、基本的には考えますよというふうなことだと思っうんですね。その辺ではいくらこのきれいな言葉で書かれてあっても、中身としては、最初申しましたようにですね、国の方から国民のそういう生活にかかわる分野のところの経費を極力さけるようにするんだというふうな中身のものではないかと思われれます。日本弁護士連合会の、これは会長さんがこの法案が出たときに声明を出されたんですが、その中にも、やはり同じようなことが書かれておまして、これは国による生存権の保障及び社会保障制度の理念そのものを否定するに等しく、日本国憲法25条1項及び2項に抵触する恐れがあるとまで、弁護士さんの立場では言いきってるんですね。その辺では法は法であるんですけども、その中身はやはり砥部町の町民の側からすると、とんでもないことじゃないかなというふうに私は考えております。その辺では、もう少しこの中身も十分議論もできればいいと思っうんですが、時間の関係もありますし、ここで町長とずっと議論をしていこうという

ことにもなりませんので、少しこの弁護士さんの会長さんが言われている中身を紹介だけさせていただきますと思います。年金、医療及び介護においては、社会保障制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は社会保険料負担に関わる国民の負担の適正化に充てることを基本とする。というふうにして、年金や医療、介護の主たる財源を国民が負担する社会保険料に求め、あとは省略しますが、さっきも言いましたですね、そういうことがやっぱり指摘もされているようです。そういうふうなことで、この問題はまた今後、今総選挙も戦われておりますが、次期の国会で議論はされるかと思いますが、1つ問題になるのは、町長も答弁の中で言われましたような国民会議というのが、わずか20人で、しかもいわゆる総理大臣が、はいあなた、あなた、というふうなことで、選定した方たちがですね、非常に大事なことを決めると。それを国会に最終的には持ってくるというふうなことになってるんですが、その辺ではですね、もっとその色んな立場の人、政党や派閥、派と言いますか、会派と言いますか、そういう人たちなんかも含めた会議にしていくことが必要ではないかと思うんですが、その国民会議についての公正については、町長今私が言いましたようにですね、色んな立場の人、出していただいて、やったらどうかというふうなことを、市町村、なんですか、町村会内のところでも、そういう委員の要請があったというふうな発言はしていただけますでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 先ほどから申し上げましたように、この保障制度、社会保障制度というのは非常に難しい問題がたくさんあると思います。私が素人でもありますし、あれですけど、やっぱり国にしても、財源がなければ何もできないんですよ。その財源というのが何かと言うと、税金であったり一次の借入金で賄うしか方法がないのではないかと思います。その中で国民の皆様にも満足していただける、そして納得していただける制度を作るということは非常にいろんな問題があります。と言うのは、それぞれ人の考え方が違うということでもあります。そういう中で、よりいいものを作って、それを国民の皆様にも我慢もしてもらいながら、やっていくというのが、この制度ではないかというふうに思います。そして今ご質問いただきました国民会議の人員が20人で、足りているのかということについては、また町村会でもこういう話があったということは伝えていきたいと思います。まあこれ20人がいいのか、100人がいいのか、それぞれこれも考え方があると思います。しかし、こういう年金制度とか医療保険制度とか介護保険制度、色んなものについては必要不可欠なものでありますので、やはりまずこれをきちっと運営できる制度を国民会議なりで提案をしていただいて、そして我々の方にも下ろしていただきたいというふうに思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 財源問題を存じてましたら、また私も言いたいことたくさんあるんですが、まあ例えばアメリカに毎年3千億円ぐらいでしたですかね、日本は出してるんだとか、例えば政党助成金も17年になりますが、5,555億円使われたそうです。日本共産党は退職金額が350億円ぐらいだったんですけど、これびた一文受け取っておりませんが、そういうものなんかは当然無くせるだとかいうふうなことで、財源問題はまた別個にあらうかと思いますが、

一応それはこの場ではこれ以上議論は差し控えさせていただきます。あと、これは町長の答弁は頂かなくて結構なんです、アンケートに寄せられた声をちょっといくつか紹介させていただきたいと思います。私や日本共産党への叱咤激励も多数ございました。町の要望の中にも、町長には少し耳の痛い部分もあろうかと思えます。冒頭のあいさつの中で非常に町職員のあいさつも良くなったというふうな声もあります。私自身も確かによくここに来て職員の皆さんとあいさつもしますが、皆さん本当に明るく仕事もしっかりされてるというふうに思うんですが、必ずしもそうじゃないぞというふうに言ってる方もおいでます。役場に行くと、職員の方々の仕事をしているという態度が感じられません。地元では挨拶もできない人がいます。町長に進言してください。それから、役所、保育所、図書館など、職員の質の向上を望みます。そっけなく冷たい感じの対応をされることが多く、哀しい気持ちになることが多いです。明るい挨拶や、ちょっとした時の思いやりがなく、なるべく関わりたくないのかなという感じを受けます。それからこれは要望だと思えますが、ホームページがもっと見やすく情報が多いと嬉しい。児童館の利用方法や、お祭りの参加、保育所の様子などが分からないことだらけです。この方は他から引っ越して来られた方のように。退任されるまでに、町長、2カ月ございます。今のような町民の声もありますので、しっかりと職員の皆さんにも伝えていただきますようお願いをさせていただき、私が次回の町議選で立候補して、次の町長さんにまた色んな町民の要求を実現するために、質問をさせていただくという決意を述べさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

ここで暫く休憩をします。なお再会は午前10時55分といたします。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第6  | 議案第57号 | 平成23年度砥部町水道事業剰余金の処分について       |
| 日程第7  | 認定第1号  | 平成23年度砥部町一般会計決算認定について         |
| 日程第8  | 認定第2号  | 平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第9  | 認定第3号  | 平成23年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について  |
| 日程第10 | 認定第4号  | 平成23年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について   |
| 日程第11 | 認定第5号  | 平成23年度砥部町とべの館特別会計決算認定について     |
| 日程第12 | 認定第6号  | 平成23年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について     |
| 日程第13 | 認定第7号  | 平成23年度砥部町梅野奨学資金特別会計決算認定について   |
| 日程第14 | 認定第8号  | 平成23年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について   |
| 日程第15 | 認定第9号  | 平成23年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について      |
| 日程第16 | 認定第10号 | 平成23年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について    |

## 日程第17 認定第11号 平成23年度砥部町水道事業会計決算認定について

### (決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 再開します。日程第6議案第57号平成23年度砥部町水道事業剰余金の処分について及び日程第7認定第1号から日程第17認定第11号までの平成23年度決算認定11件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。土居決算特別委員長。

○決算特別委員長（土居英昭） ご報告申し上げます。平成24年第3回定例会において、閉会中の継続審査として当委員会に付託されました、議案第57号及び認定第1号から認定第11号までの決算認定に関する11件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る10月26日・29日・31日の3日間、本委員会を開催し、平成23年度の各会計の決算について、担当課より、歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づき説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査するとともに、平成23年度水道事業剰余金の処分について、審査を行いました。平成23年度水道事業剰余金の処分については、当年度の未処分利益剰余金が2,732万8,095円で、その内1,400万円を減債積立金、1,000万円を建設改良積立金として処分し、残り332万8,095円を翌年度に繰り越すこととしております。その処分内容は適当と認められ、よって議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、23年度における各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第1号から認定第11号までの11件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において各委員から出された意見要望等について十分ご検討の上、今後の町政運営に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。これから討論・採決を行います。

まず議案第57号について、討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第57号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第57号平成23年度砥部町水道事業剰余金の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号から認定第11号までの決算認定11件については、一括して討論・採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第11号までの決算認定11件については、一括して討論・採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。採決を行います。認定第1号から認定第11号までの決算認定11件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第11号までの平成23年度決算認定11件は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

## 日程第18 議案第60号 砥部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

### （説明、質疑、産業常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第18議案第60号砥部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第60号砥部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてご説明いたします。砥部町営住宅等の整備基準を定める条例を次のように定める。平成24年12月6日提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしまして、今回の条例は国の公営住宅法の改正に伴い、制定するものでございます。この改正により、国が法令で定めていた町営住宅の整備基準について、国の基準を参酌して、参考にして、町の実情に応じて条例で定めることになったため、今回の条例の新規制定で制定を行うものでございます。なお、この基準は町営住宅を整備する際に、敷地や住宅等の品質・性能について定めるもので、国の基準が適当であると判断し、これを基本としております。それでは議案の1ページをお願いいたします。第1章、総則、趣旨、第1条、この条例は公営住宅法第5条第1項及び第2項の規定に基づき、町営住宅の整備に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。この公営住宅法の1項でございますが、この1項の中に公営住宅の整備は国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならないとなっております。また2項につきましては、事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに合わせて共同施設の整備をするように努めなければならないとなっております。定義第2条、この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（1）町営住宅。町が建設、買い取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその付帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。その付帯設備ですが、この付帯設備は共同施設として児童遊園、共同浴場、集会所等でございます。共同施設、法第2条第9号に規定する共同施設をいう。町営住宅等は、町営住宅及び共同施設をいう。健全な地域社会の形成、第3条でございます。次に、良好な居住環境の確保が第4条でございます。費用の縮減への配慮が第5条でございます。第2章、敷地の基準でございますが、位置の選定、第6条、町営住宅等の敷地の位置は、災害の発生の恐れが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害される

恐れがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便性を考慮して選定されたものでなければならない。敷地の安全等、第7条、敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水の恐れがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じられていなければならない。2、敷地は雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。第3章、町営住宅等の基準、第1節、町営住宅の基準。住棟等の基準、第8条、住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺地域の良好な居住環境を確保するために、必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音による居住環境の疎外の防止等を考慮した配置でなければならない。住宅の基準、第9条、住宅には防火、避難及び防犯のための必要な措置を講じられていなければならない。2、住宅には外壁、窓等を通して熱の損失の防止、その他の住宅に係るエネルギーの使用合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。3、住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。4、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。5、住宅の給水、排水及びガスの設備等に係る配管は、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく、点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。住戸の基準、第10条、町営住宅の1戸の床面積の合計は、25平方メートル以上とする。これは国の方が下限を決めております。ただし共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。町営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分には台所、浴室を設けることは要しない。3、町営住宅の各住戸には居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。住戸内の各部。第11条、住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置、その他高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が図られていなければならない。バリアフリー化です。共用部分。第12条、町営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。付帯設備。先ほどの説明で付帯設備と共同施設を少し、一応、間違えましたので、訂正をさせていただきます。先ほどの付帯設備というのが、ここでいう自転車置き場、物置き、ゴミ置き場等でございます、共同施設というのが、集会所、共同風呂でございます。ここで訂正させていただきます。お願いいたします。前項の付帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。第2節、共同施設の基準。児童遊園。第14条、児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。集会所。第15条、集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住

棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。広場及び緑地につきましては第 16 条でございます。通路。第 17 条、敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じて日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり、又は傾斜路が設けられていなければならない。附則、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。以上よろしく願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。1 番佐々木隆雄君。

○1 番（佐々木隆雄） 現在の町営住宅がこの新しくできる条例と対比させて、特に問題があるとかいうふうなところはございませんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず砥部エリアにあります公営住宅につきましては、平成 14 年から 17 年まで、すべて古いものについての建替えをしましたので、ここで整備基準に全て該当しております。ただし、旧広田エリアにつきましては、今後建て替え計画ということで、耐用年限に近付いたものも過ぎたものもございまして、今後は公営住宅の建て替えということの中で、こういう整備基準の中で、整備を図っていきたくと考えております。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。

お諮りします。議案第 60 号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第 60 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は 12 月 14 日の本会議でお願いします。

~~~~~

### 日程第 19 議案第 61 号 砥部町課設置条例の一部改正について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 19 議案第 61 号砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第 61 号砥部町課設置条例の一部改正について。砥部町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 24 年 12 月 6 日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、行政組織の機構改革を行うため、提案するものでございます。改正内容についてはそこに書かれておるとおりなんでございますが、経過とその内容についてご説明を加えさせていただきます。役場の組織機構につきましては、平成 21 年 1 月から 10 課 25 係にまとめております。この機構改革は大変大きなものでございまして、当時 25 名おりま

した課長級が、最終的には現在 11 名となっております。行革の大きな成果でございました。ただし、非常に大きな改革でございましたので、行革の集中改革プランの中では、3年から5年をめどに、状況を調べて見直すこととしておりました。これを受けまして、23年の8月から庁内に専門部会を立ち上げまして、検討を重ねて参りました。今年8月に最終報告を上げ、修正案をまとめまして、改正案として上程するものでございます。それではまずお手元の資料の3をご覧ください。カラー刷りのものでございますが、右側の25年度以降としておるところが、今回組織機構を改革いたしまして、25年4月1日からの課の編成になるものでございます。6、7番のところは黄色で囲んでございますが、左側の産業建設課が、建設課と産業振興課に分かれるものでございます。それから、下側のところですが、教育委員会事務局が、学校教育課と社会教育課に分かれます。係については、そこに入れておりますけども、このような課と係の構成になります。本条例改正でございますが、これにつきましては、町長部局の課の設置条例でございます。課の設置につきましては、町長部局につきましては、課設置条例、あと教育委員会につきましては、事務局組織規則。それで、議会事務局については、議会事務局設置条例。これはあの、規定に根拠を持っておりますので、今回の改正につきましては、町長部局の改正を行うものでございます。従いまして、この資料3で見ていただきますと、右側の1級、25年度以降のところでは9番会計課までが町長部局ということになりますけれども、会計課につきましては、自治法の方で会計管理者の設置が義務付けられておりますので、組織規則の方で課の設置根拠を取っております。これらはちょっと複雑なところがございますけれども、町長部局の方としましては、ここでいきますと8番の生活環境課までのところで、産業建設課を2つ分割したという内容になってございます。もう一度議案の方にお戻りください。附則でございますが、第1条施行期日、この条例は平成25年4月1日から施行する。第2条としまして、都市計画審議会条例の改正を行っております。審議会条例の条例中に産業建設課とあるところを、建設課に改めるものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） もうここで発言するのは最後になるかもしれませんので、関連してお尋ねをしてみたいと思います。課の中が2つに分割されるということは、私は基本的に賛成でございまして、1つそこでもうお願いできないかもしれませんので、要望を1つしてみたいと思います。ご案内のように振興課におきまして、今県も取り組んでおります農業の、農産物のエコ化に対して、私も取り組んでおりますが、認証をしていただくためにはこういう中でこういうあれを貼るわけですね。それに出す資料がありまして、これは1つのひな型があればできることでございますが、これを認めてもらう、認証責任者っちゅうのは、本来は農協がやるべきですが、農協は農協に生産物を出してくれる方のみやりますというんですね。じゃ、できないと。私はそれに該当しませんからできませんと。これはね、よく町長も言われておりますように、高齢化少子化言われるけれど、その少子化の化のところ、いつも言うておりますように、草冠を乗せたら花になるんです。私もこの70過ぎた人間がいかにか草冠を乗せるか、それを花に



するか。努力しております。やはりそういう点でお願いしたいことは、いわゆるこういう農家の申し出があったら農協で受け付けたり、あれしない方については、町の方で、現地確認だけでいいんです。現地確認と私が農薬を使ったら申請します。しかし、最終的には試験場、県の衛生試験場において、品質の調査されますから、使っとなんでも使こたんならアウトですよ、ということで、本当に最後のお願いになります。もしよろしかったら次の機会において、そういう項目も普及所とご検討していただいて、よりよく農家が高齢化に、草冠を乗せられるような、ご指導をいただきますと幸せでございますので、1つ本来の課が2つに、課にすることは賛成でございますが、要望しておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 資料3のところ、5の介護福祉課の、5の子ども係が新しいところでは子育て支援係というふうになっておりますが、同じくそのずっと下に教育委員会が2つに分かれ、学校教育課の4のところに幼児係というのが新たに出来ております。この辺で、子ども係がこの2つに分かれるような意味合いにとっていいのかどうかと、それからもう1点は社会教育係の最後に国体準備係というのがありますが、当然国体までだと思うんですけども、始まってからも名称変更でしばらくはまだ4に当たるところは何か継続するのか、その2つお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 松下企画財政課長

○企画財政課長（松下行吉） 佐々木議員のご質問にお答えします。ご指摘のとおりでして、今回の改革の中ではですね、この子どものところが非常に大きなポイントになっております。現在介護福祉課で所管しております幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、これらのことにつきまして、教育委員会の学校教育課の方で実施するという、こういう形にしております。幼保一体と言いますか、こういうことが言われておる中でですね、手続き面からの管理面からも一体化、施設面になりますけれども、一体化していこうという捉え方でございます。それから、国体準備室につきましてはですね、国体後のことまではですね、まだ想定しておりませんで、とにかく国体実施に向けてですね、準備を進めていくということで考えております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。

お諮りします。議案第61号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第61号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第20 議案第62号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 20 議案第 62 号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第 62 号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 24 年 12 月 6 日提出、砥部町長中村剛志。改正内容でございますが、新たに附属機関として、砥部町人農地プラン検討委員会を加え、担任する事務といたしまして、人農地プランの策定及び変更について、必要な事項を審査検討することとしております。構成員は 6 人とするものでございます。なおこの改正に伴い、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を次のように改正することとしております。名称として、人農地プラン検討委員会。日額 7 千円とするものでございます。提案理由といたしまして、戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱に定める人農地プランを作成するに当たり、地域の実態や意見を幅広く反映させるため、検討委員会の設置及び同委員会の報酬を定めるため、提案するものでございます。以上よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 62 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第 62 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12 月 14 日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第 21 議案第 63 号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 21 議案第 63 号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第 63 号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 24 年 12 月 6 日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、平成 24 年 10 月 12 日に出された愛媛県人事委員会の勧告に鑑み、55 歳を超える職員の給与水準の是正を図るため提案するものである。内容につきましては、資料の方をご覧ください。第 4 条第 7 項につきましては、条項の文言の修正がございます。大きな内容としましては、8 項でございますが、現在 55 歳以上の職員につきましては、それ以下の職員につきましては、通常であれば 4 号級上がるところが、2 号級、半分しか上がらないというのが現行でございます。それを今回、昇給はその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号級数は、勤務成績に応じて

規則で定める基準に従い決定するものというふうに改めるものでございます。平たく言いますと、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止という内容でございます。議案の方へお戻りください。附則としまして、この条例は平成25年1月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 最後になるかもわかりませんので、発言をしておきます。先ほど総務課長の方からの報告がございましたが、この場合に現実的には昇給させる者がおるのかどうか。そのあたりはどんなイメージですか。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 井上議員さんのご質問にお答えします。勤務成績によってということでございます。例えば、ほとんど55歳過ぎますと役職付きの職員が多いわけでございますが、その職員につきましては、勤務評定は副町長なり町長ということでございますので、あえて私の方から申し上げるのはどうかと思いますが、標準をどこに置くかということだと思います。出来てあたりまえと、出来ない人というのは、割合評価しやすい部分ではありますが、人よりよく出来ておるのを評価するというあたりがなかなか難しいところではないかと思っております。そのあたりで、意図としていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 町長並びに副町長の評価だというふうに言われましたんですが、具体的なその、上に、客観的な価値判断ができるようなそういう仕組みを取られてるんだろうとは思いますが、その辺のその評価制度というのは、どういように使われてるんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。現在人事評価制度というものにつきましては、まだ研究段階でございます。現在は勤務評定という形で、職員の役職につきまして、項目決めておりまして、その普通の職員の場合、係長級の場合、課長補佐の場合、それ以上の課長職の場合と、内容が色々ございます。そういった中で、評価していくというものでございまして、基本的には、上司が部下を評価して、その評価に対してその上の上司が調整をしていくというような形でやっております。ちょっとその表については、現在持っておりませんので、ちょっと細かい内容につきましてはちょっと答弁は出来かねます。以上でよろしいでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 上司と部下のその思いや気持ちを、うまく合致させることが必要だと思うんですね。上司の思いが部下に伝わらない、部下の思いが上司に伝わらないでは、結局その感情で仕事をしたくないみたいなことになってしまいますので、お互いにこういう目標を、上司はより引き上げようとするし、部下はできれば下げようと思っております。それをなるべくこの上司部下が同じレベルに目標を持っていけることがやっぱり大事だと思うんですね。だから

その辺のその擦り合わせと言いますか、その辺は年に1回だとかいうなことでですね、上司部下のいろんな仕事上の目標をちゃんと一致させるような、その辺の取り組みは出来ておるんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 上司部下のすり合わせというのはやっておりませんが、毎週月曜日に朝礼をしておりますので、その時に私が考え方等はお伝えをしております。そしてまた評価につきましては色んな科目がございまして、その中で私の方で点を付けさせていただいております。今佐々木議員さんが言われた自己評価なりも、今後取り入れていく必要はあるかもしれないと思います。いずれにいたしましても、自分の評価は甘くなったり人の評価は辛くなったりするのが常であると思います。しかし、正しい評価をきちっとするというのが上司の役目であるというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 6番山口元之君。

○6番（山口元之） これを見ると成果主義に近いような形でやってると思うんですよ。なぜ55歳からこれを始めるのかと。本当にやるのであれば、やっぱり35でもいいし30からでもいいし、そこから成果主義を持ってくるという方法もあると思うんですが、将来的にそういうところへ持っていく気はあるんですかないんですか。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 山口議員のご質問にお答えします。本来公務員は色々な制約がございます。その中で、労働条件等、色んなものにつきまして、人事院勧告というものを基準にして動いております。今回、人事院勧告に基づきまして、55歳といった線が出ております。このままやっぱり人事委員会等が存続するのであれば、やはりそれに従っていく方向ということで、先ほど言いましたようにそれが35になるかということにつきましては、なかなか難しいんじゃないかというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） あの総務課長、長くなるようですが、この人事院勧告を砥部町が無視して、単独でいくよというようなことになれば、やはり何らかの制裁なり、何かアクシデント出て来るんでしょうかね。せいと言ひよんじゃないですよ。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 井上議員のご質問にお答えします。基本的に人事院勧告を実施しなかった場合には、まず県から指導受けます。そのあと、結果的に色んな部分で、例えばですが、給料の部分であるとか言うたら、例えば砥部町は裕福なんですかと、じゃあ交付税を若干減らしましょうとかいったこともあるんじゃないかというふうに想定されます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） この55歳以上の中で、一番あれしてくるのは、いわゆる年末手当とか、夏期手当の折に、いわゆる率の時におおきに反映されるんやと思いますね。普段はあれですけ

ど。例えば、松山市がやっておるのに、あなたは100分の30に入っています。大変良い。そして100分の70、普通。大変良くない。この3つに分けて表示されておりますね。それで、今これからいわゆる年末や手当を出す時に、あなたの評価のうちものは総務課長、皆さんに、評価したものは、これだからこれですよというものを出していらっしゃるんですか。将来、検討するならば、やはりそういうことも、さっき山口議員が言われたように、入った時から全部ね、評定の中で、おやりになる。これは関連しないことですが、課長にさしてくれと本人が言うてくるのも1つの方法でしょうけれど、やっぱり課長試験をやるとか、やっぱりそういう、そこからもう検討されることが必要じゃないかと思います。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 三谷議員のご質問にお答えします。期末勤勉手当のことだと思えますが、これにつきましては、基本的に条例規則等で率は書かれております。その率の部分で、勤務評定、成績について良い場合やったらいくら、やや不良の場合はいくら、特に悪い場合はいくらという率がございます。それを利用して勤務評定の成績に当てはめて、算定はしております。ただ、その部分について、本人にこうだからという通知はしておりません。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。

お諮りします。議案第63号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第63号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第22 議案第64号 砥部町公共下水道条例の一部改正について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第22議案第64号砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 議案第64号砥部町公共下水道条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年12月6日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、3ページ下段の方に提案理由を載せておりますので、ご覧ください。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法でございますが、下水道法の改正が行われまして、これまで国が全国一律に定めていた公共下水道の構造の技術上の基準等が自治体の条例で定めることとされたため、関係条例の改正を提案するものでございます。また、水質汚濁防止法の改正により、下水道法施行令が改正されたことに伴い、水質基準項目が追加されたため、合わせて条例の改正を提案するものでございます。改正の内容につきましては、資料の新旧対照表の方で説明させていただきますので、そちらの方をご覧ください。そ

れでは説明させていただきます。目次中、第1章総則(第1条、第3条)、これを第1章総則(第1条、第3条)と第1章の2公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準(第3条の2から第3条の7)に改めます。第1条中、管理、これを構造・管理及び使用に改めます。次に、第1章の次に次の1章を加えます。第1章の2公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準。第3条の2は公共下水道の構造の技術上の基準でございます。公共下水道の構造は法第7条第1項第2項の規定により、次条から第3条の6までに定める技術上の基準に適合するものでなければならないと定めております。第3条の3でございますが、排水施設及び処理施設に共通する構造の基準を次のページの第1号から第5号まで定めております。第3条の4でございますが、排水施設の構造の基準を第1号から次のページの第5号に定めております。第3条の5は処理施設の構造の基準を第1号第2号と定めております。第3条の6は適用除外を次のページの第1号第2号で定めております。第3条の7は終末処理場の維持管理の基準で第1号から第6号で定めております。以上、新たに加えました第3条の2から第3条の7につきましては、国が下水道法施行令で従来定めていた基準どおりに定めたものでございます。次に、第23条は第27号1・4-ジオキサン、1リットルにつき0.5ミリグラム以下を加え、第27号から42号を1号ずつ繰り下げるものでございます。ここで、1・4-ジオキサンでございますが、どういうものかというのを説明させていただきます。常温常圧において無色透明の液体の有機化合物で、エーテル類に分類されます。水と混合しやすく、吸湿性もあります。有機溶媒としてしばしば用いられるほか、塩素系溶剤の安定化剤としても用いられることがございます。長期間空気にさらしておくると他のエーテル類と同じく爆発性の過酸化物を生成し、日本では消防法により危険物第4類に指定されております。環境中では分解しにくく、除去も困難であるとされております。人に対しても刺激性や脳、腎臓、肝臓へ障害が起きる可能性があると考えられております。なお、砥部町内には1・4-ジオキサンを排除する事業場は今のところございません。次に、第35条中(昭和34年政令第147号)これを削るものでございます。議案第3ページの方に戻っていただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(政岡洋三郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第64号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって議案第64号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

ここで昼食のため休憩をします。再開は13時10分の予定です。

午前 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

日程第 23 議案第 65 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 再開します。日程第 23 議案第 65 号砥部町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長(萬代喜正) 議案第 65 号砥部町営住宅管理条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 24 年 12 月 6 日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法に規定される入居資格が改正され、地方公共団体の条例に委任されることになったため、提案するものでございます。それでは、改正内容につきましては、別紙の参考資料を見ていただけたらと思います。右の欄が改正案でございます。入居者の資格、第 6 条、町営住宅に入居することができるものということで、(1)(2)号につきましては従来通り。今回(3)号、その者の収入がア、イ、又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ、ウに定める金額を超えないことということでございます。ア、入居者が身体障害者である場合につきましては、月額所得額が 21 万 4 千円以下ということでございます。次にイでございます。災害で家をなくした等におきましても、この 21 万 4 千円。ただし、災害の発生から 3 年を経過した後は 15 万 8 千円以下、ということになっております。ウはア、イに掲げる以外の場合は 15 万 8 千円以下でございます。4 号は従来どおりでございます。今回新たに 5 号地方税第 5 条に定める地方税を滞納してないものであることを加えております。6 は従来どおりでございます。2 項、前項に規定する老人等でございますが、次の各号のいずれかに該当するものをいうということでございます。まず、(2)で障害者基本法、これにつきましてはこれに基づいて障害の程度を町の規則で定めることとことととなっております。(3)戦傷病者特別援護法につきましても、町の規則で定める程度、左の欄が国の方で定めておる基準でございます。4 項、町長は入居の申込みをした者が第 2 項ただし書に規定するものに該当するかどうか、1 人で生活ができるか、常時の介護をいらないということについてのことでございますが、それを他の市町村に意見を求めることができるということになっております。5 項、第 1 項第 3 号アに規定する入居者が身体障害者である場合等ということで、等とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいうということで、(1)入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する場合は、21 万 4 千円を適用、ということでございます。アでございますが、障害者基本法の規則で定める程度の者。イ戦傷病者援護法で、関係で規則で定める程度の者。ウでございますが、第 2 項第 4 号というのは、原子爆弾被爆者、第 6 号は海外からの引き上げ者、第 7 号につきましてはハンセン病でございます。2 号 2 項、入居者が 60 歳以上のものであり、かつ同居者のいずれかが 60 歳以上、18 歳未満である場合。3

号、同居者に小学就学前の始期に達するまでの者がある場合もすべて21万4千円、収入基準がということでございます。次に入居資格の特例でございます、第7条。公営住宅の建て替えにより、公営住宅に入居していた人が他の公営住宅に入る場合も、これを適用するということでございます。入居した人は特例入居ができるということでございます。また、災害により家をなくした人も特例入居ができるということでございます。次に同居の承認、第11条でございます。2項、町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認をしてはならない。同居の承認でございますが、ただし、入居者が病気にかかっていること、その他特別事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りではない、ということでございます。(1) 当該承認による同居後における同居入居者に係る収入が第6条第1項アからアイウに应じ、それぞれアからウまでに定める金額を超える場合。(2) 当該入居者が法第32条第1項1号から5号までのいずれかに該当する場合でございますが、1号から5号というのは、入居者が不正行為により入居した場合、入居者が家賃を3カ月以上滞納した場合。(3) 公営住宅を故意に破損した場合、入居者の権利を他の人に譲渡した場合、承認してない人の同居をさせている場合、同居の承認をしてはならないということになっております。また3項暴力団につきましても、承認してはならないということになっております。以上の改正でございますが、次に議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は平成25年4月1日から施行する。2の経過措置でございますが、経過措置としまして、平成18年3月31日までは単身者で入居できる人は50歳という規定がございます。そのための経過措置ということでございます。すでに入っておる人で50歳代でこれの適用を受ける人は21万4千円ということ収入基準でございます。又3の経過措置としてすでに入居している人で50歳と18歳未満となっている人がいる人も、18歳未満がいる人も、21万4千円の収入基準でできるということでございます。以上よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第65号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第65号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第24 議案第66号 砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第24 議案第66号砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。



○産業建設課長（萬代喜正） 議案第 66 号砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 24 年 12 月 6 日提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしまして、砥部町公営住宅管理条例と合わせて、入居資格に新たに地方税の納付要件を加えるため、提案するものがございます。内容につきましては新旧対照表見ていただくと、入居資格第 6 条 5 号、地方税第 5 条に定める地方税を滞納してない者であることを加えるものであります。以上よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 66 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第 66 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12 月 14 日の本会議でお願いします。



#### 日程第 25 議案第 67 号 砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正について

#### 日程第 26 議案第 68 号 砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正について

#### (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 25 議案第 67 号砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正について及び日程第 26 議案第 68 号砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正についてを一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第 67 号砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 24 年 12 月 6 日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、砥部町公営住宅管理条例と合わせて、入居資格に新たに地方税の納付要件を加えるため及び番地等錯誤による訂正のため、提案するものでございます。新旧対照表、改正内容につきましては新旧対照表を見ていただけたらと思います。入居資格第 6 条に 4 号地方税を加えるものでございます。次のページをお願いいたします。別表第 1 でございますが、町営住宅の敷地の整理でございます。大きな敷地につきましては、全部この中に入れておりますので、今回整理をさせていただきたいということで、地番の訂正、整理をさせていただいております。また別表第 2 でございます。12 条関係でございますが、後継者住宅の平団地でございますが、松・竹・梅・櫻・桜・紅葉・くぬぎ・こぶし・檜でございますが、左の欄を見ていただくと字が違っておりましたので、これの訂正ということで、住宅名の訂正として、今回整理をさせていただくため提案したものでございます。次に 68 号をお願いいたします。議案第 68 号砥部町若者定住促進住宅条例の

一部改正についてご説明いたします。砥部町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年12月6日に提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしましては、砥部町公営住宅管理条例と合わせて入居資格に新たに地方税の納付要件を加えるため、提案するものでございます。別紙の新旧対照表を見ていただけたらと思います。入居の資格第6条3号、地方税法第5条に定める地方税を滞納していない者であることを加えたものでございます。以上よろしくお願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第67号及び議案第68号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第67号及び議案第68号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議で願います。



日程第27 議案第69号 平成24年度砥部町一般会計補正予算（第4号）

日程第28 議案第70号 平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第29 議案第71号 平成24年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）

（説明、質疑、各常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第27議案第69号から日程29議案第71号までの平成24年度補正予算に関する3件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） それでは私の方から一般会計補正、それから国民健康保険特別会計事業特別会計の補正につきまして、上程ご説明申し上げます。まずお手元の方、一般会計補正予算第4号の1ページをお開きください。議案第69号平成24年度砥部町の一般会計補正予算（第4号）。平成24年度砥部町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億416万2千円を追加し、70億4,022万1千円とするものでございます。続きまして、第2条として、債務負担行為補正でございます。第2表の方に定めております。第3条として、地方債補正でございますが、第3表の方に定めております。第4条として、一時借入金の補正をお願いしております。借入の最高限度額を15億円とするものでございます。平成24年12月6日提出、砥部町長中村剛志。2ページ3ページをお願いいたします。3ページの方でございますが、歳出補正、議会費から教育費までそれぞれ増減を行っております。内容について若干説明させていただきます。説明内容につきましては、お手元の方にあります補正予算の概要、2ページ以降になりますので、

ご用意いただけたらと思います。まず全般的な事項でございますが、人件費補正、特別職一般職合わせまして、減額となっておりますが、899万9千円ほどの減額となります。続きまして、経済危機対応・地域活性化予備費等活用事業を入れております。具体的には、上水道事業会計の方で行います第8次拡張を2,500万ほど前倒しするわけでございますが、それに伴います出資金、これを955万2千円ほど入れております。それから教育費の方で、高市小学校の屋内運動場の体育館の方の老朽化対策事業、これを前倒しいたしまして、1,254万8千円入れる予定としております。財源については、国の支出金340万、地方債960万ほどを予定しております。それから、25年度の機構改革を行いますが、それに伴います対応としまして、ネットワーク機器の設定変更とか、中央公民館の方の事務室改修、合わせて279万5千円を計上しております。それから、総務費の方では町長室及び議場改修などの費用として、合計110万7千円ほど増額しております。民生費関係では、障害者対策、障害者自立支援法から25年4月から障害者総合支援法というようなものに引き継がれるわけですが、これらの移行の中で、法改正が行われております。それらに伴いまして、申請等の受給者等の増加がございます。それらに伴います増額補正を行っております。また、母子家庭医療助成事業費を300万円増額しております。児童福祉関係では、広域保育所の利用者増に伴います委託料の増額、それから児童手当等の増額を行っております。あと農林、土木関係でも補正を行っております。それから、教育費の方、先ほど申し上げましたが、高市小学校の屋内運動場の改修、それから坂村真民記念館の事業といたしまして、開館1周年の特別企画展、この予算を計上しております。24年度分としましては、142万2千円の追加補正をお願いしております。なお、この特別企画展は年度をまたいで行われますので、25年度の委託分について債務負担行為の設定をお願いしております。これら事業の財源でございますが、補正予算書の2ページにありますように、交付税から地方交付税から町債までを予定しておりますが、大きくまとめますと、国県支出金が4,781万1千円。町債が960万円。その他収入として、563万5千円を充てております。一般財源として4,111万6千円を充てておりますが、この分については普通交付税を見込んでおります。それでは、補正予算書の4ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為補正でございますが、戸籍の総合システムにつきまして、債務負担行為をお願いしております。25年度から30年度までで、限度額として4,965万3千円を予定しております。それから、先ほど申しました坂村真民記念館特別企画展の委託料25年度分として、231万5千円の債務負担行為をお願いしております。5ページですが、第3表地方債補正でございますが、960万円。限度額を入れております。学校教育施設整備等事業でございます。これは高市小学校の方でございます。これによりまして、24年度の地方債、一般会計の方で予定しておる額は2億8,880万円。限度額としてですね、予定しております。最後になりますが、一時借入金の補正でございますけれども、中学校の支払い等で、3月末に支払い現金の不足が見込まれるため、現在10億円としておりますけれども、借入限度額を5億円増やして15億円とするものでございます。一般会計については以上でございます。

続きまして、お手元の方、国民健康保険事業特別会計補正予算書1ページをお願いいたしま

す。よろしいでしょうか。議案第 70 号平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。24 年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。事業勘定でございますが、歳入歳出それぞれ 6,528 万 1 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 25 億 1,788 万 3 千円とするものでございます。また、国保の方につきましても、一時借入金補正といたしまして、3 億 5 千万円を追加し、借入の最高限度額を 5 億円とするものでございます。平成 24 年 12 月 6 日提出、砥部町長中村剛志。2、3 ページをお願いいたします。事業勘定の方の歳入歳出でございます。歳出事項につきましては、高額療養費の増額、それから後期高齢者支援金、介護納付金等の増額。償還費及び還付加算金の増額を行っております。この財源につきましては、2 ページの方でございますように、5 前期高齢者交付金の増額分 1 億 841 万 3 千円が主なものとなっております。なお、今回 10 款繰越金につきまして、決算剰余分が 2 億 5 千万と少のうございました。その関係で、当初予算で見込んでおりました 6,866 万 3 千円、これを減額して決算状況に合わせております。国保会計は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） それでは私の方から議案第 71 号平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明をさせていただきます。1 ページの方をご覧ください。第 1 条平成 24 年度砥部町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第 2 条予算第 4 条本文括弧中不足する額 1 億 8,529 万 8 千円を不足する額 1 億 8,785 万 1 千円に改め、過年度分損益勘定留保資金 1 億 7,729 万 8 千円を過年度分損益勘定留保資金 1 億 7,985 万 1 千円に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。まず収入でございますが、第 1 款第 1 項企業債を 950 万円、第 2 項補助金、これは国の交付金でございますが、589 万 5 千円。第 6 項出資金、これは一般会計からの出資金でございますが、955 万 2 千円増額いたしまして、収入合計を 2,494 万 7 千円増額補正し、8,391 万円とするものでございます。なお、補正額 2,494 万 7 千円の全額を国の予備費を活用し、事業の一部を前倒しして実施する第 8 次拡張事業に充当するものでございます。次に支出でございますが、第 1 款第 1 項建設改良費で 2,750 万円補正をお願いしてございます。支出合計を 2,750 万円増額し、2 億 7,176 万 1 千円とするものでございます。補正の内容につきましては、補正予算の概要、これの 13 ページをご覧ください。13 ページの下段の方でございます。2 つの事業の補正をお願いしております。1 つ目は、耐用年数が経過した宮内地区排水管の布設替工事、これは J A えひめ中央宮内支所前の交差点から、国道 33 号線までの町道井手の上線の延長 230m でございますが、これを計画しておりまして、今回詳細な設計を行うため、調査設計委託料 250 万円を追加するものでございます。なお、工事は 25 年度、今回道路改良の方で補正をお願いしております町道井手の上線の改良工事終了後にする予定でございます。2 つ目は、水道水源開発等施設整備事業でございます。22 年度に策定いたしました砥部町水道ビジョンに基づき、今年度から第 8 次拡張事業に取り組んでおりますが、国の予備費を活用し、事業の一部を前倒しすることとしております。第 4 水源地他詳細設計委託料 250 万円の追加をお願いするものでございます。議案書の方に戻っていただきま

して、第3条企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的でございますが、上水道第8次拡張事業（高度上水施設等整備事業）ということで、先ほど説明した水道水源開発等施設整備事業とちょっと事業名が違いますが、この水道水源開発等施設整備事業というのが、国の大本の補助事業名でございます。括弧しております高度上水施設等整備事業というのが、その中の1つの工事で、第8次拡張事業で砥部町が取り組む事業でございます。限度額は950万円。起債の方法、利率、償還の方法については、一般会計と同じでございます。平成24年12月6日提出、砥部町長中村剛志。以上で補正予算に関する説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） ただいまの説明の中で、今回補正を250万と言いましたが、2,500万円の、正しい訂正を願います。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） もう最後に近付きましたんで、未練なくお尋ねしておきます。あれ教育長なんですかね、秋の文化祭をやるのは、担当は教育委員会でございますか。あそこで書道展とか写真展はそうですね。あれはやっぱり社会教育費の中で報償費という、あの、記念品で言いましょうか、ああいうものは組んでいらっしゃるんですね。27万6千円ですか、当初予算、27万5千円、組んでおいでる。あれから出して支出してお出でるんですかね。持っとらんならいいです。私の知る範囲の中でですね、今年たまたま賞をいただきました。私はそれは今お金の使い方をはつきりせんといかんで書いとるんだよとは言いましたが、頂いた賞の中に定価表が載ってとんですね、貼っとんですね。時計じゃったら4,230円ぽっと貼っとんです。私は経費のあれのために貼っとる思っておりますけど、やっぱり最近そのようにその商品の中に貼っておいでるんでしょうかね。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 三谷議員さんのご質問でございます。明らかにそれは間違いでございます。そういったことが起こっておること、誠に申し訳ございません。今後そういうことが無いように十分注意して取り扱いするように指導をいたします。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） あの、うっかりするのも仕事のうちでしょうけど、やっぱり緊張感を持ってですね、今言うふうに、私はそういうふうにもう今もお金の使い方ちゅうのものははつきりするんで、これはいくらですよというので表示しとるというふうに、良いように感じたんですね。間違いちゅうことは恐らく、その人ぎりじゃなくて、他にも出とる、町長賞の中にも定価表がぱっと貼っておるんですから。のけとらんですからね。出ておいでるんで、やっぱり良い方に解釈する人とですね、業者に頼んでそのまま包まして確認もせずに持ってきた、はあ、いくらです、値引きしました、はい、の取引しかしておらなかったからそういうことが起きる。現物見たかったら持ってきますよ。お借りしてでも。はい。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。13番中村茂君。

○13番（中村茂） 1つご質問いたします。補正予算の概要の中の7ページでございますが、

商工費で33号中央分離帯へ砥部焼モニュメントを設置すると、こうありますけども、具体的にはどういうふうなモニュメントかというのは青写真というのは出てないでしょうか。ただここですというね、指定場所だけ書いてますけど、どう、具体的な地図でどういうのをするのか、窯元はどこを指定するのか、どういうふうな計画をされてるのか、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） それでは中村議員さんのご質問にお答えいたします。中学校の入り口を起点に、北と南ということで表示させていただいております。そこで、中央分離帯にまず65cmの立方体に入る一応壺とか色んなもののモニュメント、砥部焼によるモニュメントを作りまして、そこに展示するという形で、高さにつきましては、まず車道から中央分離帯までにつきましては25cm、そこに10cm程度の土台を作りまして、その上に65cmの立方体の中に入るモニュメントを5m感覚で最大限、これはもう国交省と協議しております、させていただいておりますけど、最大限の数としては、この数になっております。また5m感覚がちょびっと伸びれば、また数が少なくなるということで、広告PRには最大限の効果があるものということで、4年前から中村町長が国交省、松山河川国道事務所長、四国中央整備局の幹部にお願いし、4年越しのお願いで今回事前協議が出来る方向になりましたので、その事前協議にはいろんな書類がいりますので、そのための委託料とお考えをいただけたらありがたいです。ありがとうございます。

○議長（政岡洋三郎） 13番中村茂君。

○13番（中村茂） 説明大体わかりますけども、その作品等の青写真とか窯元さん等のそういうあれはまだできていないんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 作品につきましては、業界と、窯元さんとの協議によりましてということで、それ以上はまだ詰めておりませんので、今の状況としてはそういうことでございます。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 関連になりまして申し訳ないですが、事業特別会計の中で、後期高齢者のところでちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、もしそこで言うのが違っておりましたら、お許しを頂いて、年寄りが痴ほう症にかかっておるのがいるんだと思って聞いていただいたらと思います。ご案内のように平成24年の6月18日、厚生労働省がいわゆる痴ほう症の人、あるいはそれに類して呼び方が変わりましたですね、担当課。認知症。あの認知症と言わんようになりましたね。これからは。認知対策というのはやめました。認知施策になったんです。ほんでアルツハイマーですか、あれも認知症の人というような呼び方が変わりました。これどこの担当かな、違うんかいな。で、私が前に申し上げたように、いろんな申請するのに2人の夫婦が年を取って、1人は入院しておりますよと。1人が痴ほう症をしとってどんな文書を送っても読めないんですね。そういう人を救済するのが後期高齢者の中でやるのか、あるいは外の

ところでやるのか。項目違いで質問で大変申し訳ないんですが、白髪に免じてお許しいただきたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの三谷議員さんの質問にお答えします。認知症の方が申請するのに、なかなか申請しにくいというような解釈でよろしいでしょうか。その場合はですね、うちの方に地域包括支援センターでケアマネージャーがおります。そういった者が代行で申請することができますので、そういったことを利用していただいたらありがたいなと思っております。常にケアマネージャーが常勤しておりますので、そういう方がおいでましたら、連絡いただいたらこちらの方から訪問して、代行申請をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。補正予算内容に関する質問の方を、質疑の方をお願ひします。補正予算の方でお願ひします。

○16番（三谷喜好） お尋ねします。今課長さん言われたようにね、代行できるんです。しかしね、大分できていない人がいらっしゃると思うんですよ。ほとんどが自己申告でしょ。例えば、育児、子どもの、あの手帳、妊婦が来てその場であれしますからあれですが、これからはそういう年寄りにもね、自己申請ができない人にも気を配って、いわゆる万度に当然の権利は受けられるように、お願ひをし、要望をしておきたいと思ひます。いずれまた私も頂かんといかん年になったらですね、生活扶助を申請しますから、先もってお願ひしておきたいと思ひます。以上で本当に長々とくだらん質問をいたしました。443カ月の議員生活の最後の発言でございます。本当に立派な町長さんに恵まれまして、また3人の町長さん、松崎町長、大内町長、高市町長、中村町長。それぞれ特色のある方にお会いできたことを本当に、人生のライフタイムの中でラッキーやと思ひます。中村町長、どうもありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 今の人はまだ辞めません。私は真に辞めますので、最後にちょっとお尋ねをしたいと思ひます。私は補正のことでお尋ねするんですが、先ほどですね、生活環境課長の説明の時にですね、宮内地区の排水管の布設替工事の設計委託料を追加するということで、それはそれでいいんですが、工事が農協のこの拡張工事が終わってから工事をするという説明があったと思うんですが、この布設替えは農協のここ、工事するのと、布設替えの管を入れておるところとは全然別のところで関係ないんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 栗林議員さんのご質問にお答えをいたします。宮内支所前の改良は産業建設課の方が今回450万ですかお願ひしてると思ひます、31.5mですか、で、生活環境課の方がやるのはこの間10月9日にもう大変なちょっと事故があったと思うんですが、その原因というのが、もう老朽、管が老朽化しておりますのと、あそこについては相当高い圧力がかかっておりますので、できるだけ早くしたいんですが、設計費も工事費も補正をお願ひせんといきませんが、とりあえず今回は設計費の方を250万お願ひして、設計をして、道路改良が

終わった段階で、仮舗装にしておいて、それからうちの方が何回も掘るのはいきませんから、完全復旧して何回も掘るのはいけませんから、うちの方ができるだけ早く 25 年度に当初に予算を組んで工事をするという計画にしております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。8 番栗林政伸君。

○8 番（栗林政伸） ありがとうございます。私もその細かい説明がなかったから、もしいわゆる、拡張工事をして。ちょっと課長、首を振らんように。ちょっと今私も言いよるんで、あんたが首振ったら私も言葉が出んなるんで。私が言いよるんに反対して首振るんやったら私もやめないかんのやけど、ね。いいですか私言うて。はい。首振らんようにしてください。課長に言わへんのやけん、生活環境課長にお聞きしよんやよ、お願しよんやから。あの、まあ今聞いたんで、わかったんで、以前にも麻生辺の下水の時ですかね、舗装してからまたすぐ掘削するようなことはせずに、舗装を本舗装する前に、きちっとして、ほんできれいな舗装にしてくださいというようなことも、ある議員からも出たと思うんですけど、私もそれはいまちょっと分からななだから、お聞きしたんですよ。ですから、いわゆる工事して本舗装する前に、仮の舗装しておいて、その間に掘削して替えて、あとで本舗装をするんですね。はい、わかりました。ありがとうございます。お願いします。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。1 番佐々木隆雄君。

○1 番（佐々木隆雄） 2 つあります。1 つは総務費で、この議場のクロスの張り替え等で 22 万 6 千円の費用が計上されておりますが、あの町章というんでしょうか、ステンレスのようなものだと思うんですけども、あれは今後どうなるのか、けっこういいものだと思うんですけども、これ取り外して設置するようになるんだと思うんですけども、使い道を考えているのかどうか、またその使い道で新たに費用が発生するんであれば、どのぐらいの費用の発生になるのか、お答えいただきたい。それからもう 1 点は、概要の方の 10 ページのところ、坂村真民記念館の事業がありますが、ここに経費が全額特別企画展収入で補う予定ですよというふうなことが書かれていますが、今後またぶんいろんな企画展等々は当然あるかと思いますが、基本的には、そういう考えを今後でもですね、企画展毎の収入でかかる経費を補っていくというふうなことまでお考えなのかどうか、以上 2 点です。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。ただいまの真後ろにあります、バックでございますが、この部分につきまして、議会の方から要望出ておまして、現在の町旗と国旗をのけて、そこへ国旗と町旗のパネルを設置するといったことで、そのため今付いております町のマークは撤去することになります。その撤去したマークをどうするかということにつきましては、現在のところ使う予定は特にはございません。あと、全体の 3. 3 m、4. 5 m、その、後ろあるわけですが、その全体を張り替えるというのと、先ほど言いました町旗と国旗のパネルを設置するという費用でございます。

○議長（政岡洋三郎） 坪内教育事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 佐々木議員さんの質問にお答えいたします。まず特別企



画展収入で補うというお話ですが、今回の企画展につきましては、相田みつを氏の知名度等を考えまして、特別料金、プラス料金をいただくように考えております。一般で言いますと 400 円をプラス 300 円。高齢者、高校、大学をプラス 200 円の 500 円。それから町外になりますが、小中学生 200 円をプラス 100 円ということで、特別料金をいただくこととしております。それで、収入上、試算では 424 万 2 千円ということで、特別企画展展示会の費用、収入で補う予定としております。それから、今後の企画展についての収入、そういう考えで、相殺というようなことで、やっていくかという質問であったと思いますが、それにつきましては、もちろんその企画展毎で採算が取れば良いと思っておりますが、なかなか叶わないところもあると思っておりますが、基本的にはできるだけその方向でやっていきたいと考えております。なかなか難しいのはあると思っておりますが、色々企画展の検討をいたしまして、今後進めていきたいと思っております。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。1 番佐々木隆雄君。

○1 番（佐々木隆雄） 総務課長に最後お尋ねします。あの、シンボルマークの町章と言うんでしょうか、あと使い道はないというふうに言われましたんですが、ちょっと私まったく、あのものがいくらぐらいのものかわからないんですが、いくらぐらいなものなんでしょうか。私もちょっとわからないんですけども。ある程度高価なものでしたら、ちゃんとした販売なり、するかなんかした方がいいんじゃないかなと思います。それから、坪内事務局長の方にはですね、趣旨はわかりました。わかったんですが、ここの、LED のスポットライト 12 台購入しますということで、40 万 1 千円の追加というふうにあるんですが、スポットライト等は元々かなり配置はしてるんじゃないかと思うんですけども、このために、たぶんこれは 12 台購入ということだと思うんですけども、いっぺんこういうのは事前に開設の時に、あらかじめ想定もされてることではないかなと思うんで、ちょっと 12 点新たに購入というふうなことになる、これからはその度に何か出てくるんじゃないかなというふうな心配もありますので、そこをちょっと確認していただきたいと思ひます。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。現在その後ろについておるステンレスかとは思ひますが、それがいくらぐらいの価値があるものかということなんでしようが、これ、出来ましたのが昭和 63 年当時でございますので、はっきり言ひまして価値とか金額、その当時いくらであったとかということにつきましては、分かりかねます。

○議長（政岡洋三郎） 坪内教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 佐々木議員さんの質問にお答えします。今回スポットライト 12 台増設しておりますが、今回、特別企画展でももちろん使うことではありますが、今後、特別企画展なり企画展なりで十分活用していきたいと考えております。今後の増設につきましては、できるだけ既存のもの、今回の 12 台も含めてですが、その中で、活用していきたいと思ひしております。現在のところもっと増やすというようなことは考えておりません。以上で説明終わります。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 度々ですが、改めてですね、あれはいくらぐらいなものなのか、出来ましたら調べていただいて、報告をお願いしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号から議案第71号までの平成24年度補正予算に関する3件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第69号から議案第71号までの平成24年度補正予算に関する3件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後2時6分 散会

平成 24 年第 4 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

|                                                              |                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                                                        | 平成 24 年 12 月 14 日                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 招 集 場 所                                                      | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 開 会                                                          | 平成 24 年 12 月 14 日 午前 9 時 3 0 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                           |  |
| 出席議員                                                         | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂        14 番 中島博志     15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                        |  |
| 欠席議員                                                         | なし                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 地方自治法<br>第 121 条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏 名 | 町 長            中村 剛志<br>教 育 長        佐野 弘明      総務課長        原田 公夫<br>企画財政課長   松下 行吉      戸籍税務課長   辻 充則<br>会計管理者     東岡 秀樹      教育委員会事務局長 坪内 孝志<br>介護福祉課長   重松 邦和      保険健康課長   大野 哲郎<br>産業建設課長   萬代 喜正      生活環境課長   日浦 昭二<br>広田支所長     丸本 正和 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                           | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 傍聴者                                                          | 5 名                                                                                                                                                                                                                                           |  |

平成 24 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 6 0 号 砥部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第 6 1 号 砥部町課設置条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 6 2 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 6 3 号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 6 4 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6 5 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6 7 号 砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 8 号 砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 6 9 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 1 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 請願第 1 号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を  
求める請願について
- 日程第 1 4 請願第 2 号 脱原発と再生可能エネルギーへの転換を求める請願について
- 日程第 1 5 請願第 3 号 MV-22 オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を  
求める請願について
- 日程第 1 6 請願第 4 号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願について

日程第 17 請願第 5 号 安全・安心社会を実現するため公務・公共サービスの  
体制・機能の充実を求める請願について

日程第 18 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第 1 発議第 3 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

・閉 会

平成 24 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 24 年 12 月 14 日（金）

午前 9 時 30 分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議案審議に入ります前に、12 月 6 日の本会議において、佐々木隆雄君が質問した議場に設置してあります町章の価格について、報告を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 本会議初日に質問のありました町章の金額の件でございますが、26 年前になりますから、昭和 61、2 年当時の設計書、探しました。で、その設計金額でございますが、12 万 8 千円ということでしたので、ご報告させていただきます。

○議長（政岡洋三郎） それでは、審議に入ります。

~~~~~

日程第 1 議案第 60 号 砥部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について  
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 1 議案第 60 号砥部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る 12 月 6 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 60 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 60 号砥部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定については、地域主権一括法の成立に伴う公営住宅法の改正により、公営住宅等の整備に関する基準を各自治体が定めることとされたため条例を制定するものです。第 1 章総則では、この条例の趣旨、用語の定義、町営住宅の整備にあたっては健全な地域社会の形成や良好な住環境の確保に配慮しなければならないことなど、5 条の条文が定められています。第 2 章敷地の基準では、敷地の位置の選定にあたっては、災害の発生のおそれが多い土地などは出来る限り避け、かつ日常生活の利便性を考慮しなければならないことや、敷地の安全対策に関することなど、2 条の条文が定められています。第 3 章町営住宅等の基準では、第 1 節町営住宅の基準と、第 2 節共同施設の基準に区分し、第 1 節町営住宅の基準では、良好な住環境の確保に必要な建築物の基準、防災等のために講じなければならない住宅の基準、必要な設備の整備や高齢者に配慮した構造などの住戸に関する基準など、6 条の条文が、第 2 節共同施設の基準では、入居者が共同で利用するために整備する場合の児童遊園、集会所、広場及び緑地などに関する 4 条の条文が定められています。また、附則において平成 25 年 4 月 1 日から施行される旨が定められています。その内容は、いずれも適正と認められ、よって、議案第 60 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 60 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号砥部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第 2 議案第 61 号 砥部町課設置条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 2 議案第 61 号砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。12 月 6 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第 61 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 61 号砥部町課設置条例の一部改正については、効率的、効果的な行政運営推進のため、課の再編を行うことに伴い改正を行うもので、第 1 条の課の設置に関する条文中、産業建設課を建設課に改め、産業振興課を加える改正がなされています。また併せて、附則において、砥部町都市計画審議会条例第 9 条の改正を行い、審議会の庶務を担当する課を現行の産業建設課から建設課に改めています。改正内容は適正と認められ、よって議案第 61 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 61 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号砥部町課設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第62号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第3議案第62号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第62号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第62号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正については、戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱に定める人・農地プランの策定にあたり、地域の実態や意見を反映させるための検討委員会を設置するため改正を行うもので、第2条関係別表中に砥部町人・農地プラン検討委員会に関する事項を加え、また附則において、砥部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条関係別表に、人・農地プラン検討委員会、日額報酬7,000円を加える改正が行われています。その内容はいずれも適正と認められ、よって議案第62号は原案のとおり可決するものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

議案第62号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第4議案第63号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(宮内光久) ご報告申し上げます。12月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第63号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第63号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、愛媛県人事委員会の勧告等に鑑み、55歳を超える職員の給与水準の是正を図るため改正するもので、第4条の昇格及



び昇給の基準に関する条文中、55歳を超える職員の昇給については、勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする旨の改正がなされ、その他、必要な条文整備がなされています。改正内容は適正と認められ、よって議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） お尋ね致します。勤務成績が特に良好である場合というふうな表現がありますが、これは具体的にこのようなこととかいうふうな文書化されたものがあるのかどうか、それをお尋ね致します。

○議長（政岡洋三郎） 11番、宮内光久君。

○総務文教常任委員長（宮内光久） 佐々木議員さんの質問にお答えをいたします。当委員会におきまして、先ほどの良好な方の見分けについてでございますけれども、失礼をいたしました。先ほどの質問に対しまして、人事評価制度と自己評価制度についてのお話をさせていただきましたけれども、結果的にそのあたりの最終的な考えはできませんでした。私の委員長からはこの報告で終わらせていただきますが、担当課の課長さん、このことについて、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 佐々木議員さんの質問にお答えします。どういった表現をされておるかというようなことでございますが、委員会等でも申し上げましたが、本町の場合、人事評価制度の導入は現在のところしておりません。それに代わるものとして、勤務評定をやっておるというその中で、勤務評定に関する規則というのがございます。その中で、評定項目、数多くございますが、それらを総合してA B C Dといった形で最終的に得点、合計いたしますが、そのAになった場合が特に良好、Bが良好、Cが普通、Dがやや不良とか、Eが不良といった形で評価をしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 勤務評定の場合はどうしても上司が部下を見る場合に、どちらかというとその心情的な部分なんかも入ってしまう恐れがやっぱり多々あるかと思うんですね。そういう意味ではそれぞれ職員の人はずっと同じ箇所にいるわけでもありますし、当然上司も変わってきます。そうすると、上司によって評価が変わってくると本人の昇給や昇格も含めて、問題が発生することなんかもやはり予想はされると思うんですね。そういう意味では勤務評定ももちろん必要だと思うんですけど、もっとその民間企業なんかでよく採用されておりますが、人事評価制度で上司と部下の色んな擦り合わせをしながら、半期なり1年間を振り返って、努力できたできなかった、実現できなかったというふうな項目も含めて、評価をするようにしていかないと、今のお話ですとどっちかという上司の一方的な評価というふうなことになってるんじゃないかなというふうな気がいたします。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 佐々木議員さんの質問にお答えいたします。評価につきましては、その役職等によりまして、評定者が最初おりまして、そのあと調整者がおります。そういったことで、その役職につきまして、それより上司の者が調整を行っていくという形でやっておりますので、例えば課長1人が全部を判断しておるというわけではございません。

○議長（政岡洋三郎） 1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） ちょっとしつこいようで申し訳ありません。本人との面接だとかいう意見聴取、事情聴取、事情聴取っていうのかな、意見聴取のようなことはやられているわけなんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。直接職員と面接等やっておるかということでございますが、現在のところはやっておりません。やっておる内容としましては、人事異動とかに備えまして、本人の希望調査とか言ったことはやっておりますが、昇給昇格に影響するようなことについての個人的な希望は今のところ面接等で行っておりません。

○議長（政岡洋三郎） 12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） この評価制度の問題を含めて、この職員の評価をするということは確かに難しいだろうと思っております。個人的な問題が入れば本当はだめなんですけども、人間ですので、個人的な部分も入ってこようかと思えます。本来なら、この人事に関しては公平公正が基本であると私もそう思います。やはり、過去のやり方がいいとか悪いとかは別にしまして、今後職員の聞き取り、意見聴取というか、それは私もやるべきだと思います。内容については、上司の方で考えていただいて、将来の砥部町をどうするかとか、来年はどうやって行こうとか、いろんな方法あろうかと思えます。やはり良いご意見の持ち主もいらっしゃると思いますので、そういう点も評価の中の1つに加えていただいて、いい制度を作っていただきたいと私は思っております。確かにこれは難しい問題です。だから佐々木議員も言われたように、民間で部下が上司を評価するという制度も結構全国的に行っているようではございますが、それがいいか悪いかは私も分かりません。いずれにしても、この公平公正を基本とすることの難しさなんですよ、これ。本当に難しいだろうと思えます。個人の性格もあろうし、担当課の上司によって全部変わるだろうと思うんですよ、個人的な問題を含めて。ここが難しいところなんです。同じようなベースで査定されるんだったら、何の問題もございません。いずれにしても今後この、先ほど課長が言われたように、Aランクを付けられる方、Bランクを付けられる方、いらっしゃるかいらっしゃらないか私には分かりませんが、この部分は本当にAとEの部分の付けられる方は、あまり多くおるのかおらないのかも含めて難しいだろうと私は思います。そんなことで、いい職員がどんどん出てくることはいいことだから、ここは本当に真剣に考えて今後対応していただきたいと思えます。別に答弁はいりません。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 最後でございますので、答弁をさせていただきたいと思えます。今評価制度について佐々木議員、そして井上議員からご質問いただきました。まずはやはり上司が、

担当の上司が評価、勤務評定取るのはこれは当たり前のことです。そしてまた先ほどご意見のありました、本人の自分の評価というのも必要かもしれません。しかし、本人の評価というのは、割りに私は当てにならないと思います。そういう意味で言えば、先ほどのまず担当の課長が評価し、それをあと上部の機関です、これから評価委員を課長の中から選ぶとか、副町長入れて選ぶとか、そういう方法については、今後の課題として私の方でまた引き継ぎをさせていただきたいと思います。そして、公正公平な人事ができるように、努力をして参りたいと思います。なお、町づくりにつきましては、提案制度も出来ておりますので、それぞれの課長から、そしてまた職員から意見をいただくようにしております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 以上で質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 63 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第 5 議案第 64 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 5 議案第 64 号砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る 12 月 6 日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第 64 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 64 号砥部町公共下水道条例の一部改正については、地域主権一括法の成立に伴う下水道法の改正により、公共下水道の構造基準・終末処理場の維持管理基準を各自治体が定めることとされたため、また下水道法施行令の改正に伴い、下水排除基準に規制物質が追加されたため改正を行うもので、第 1 章第 1 条の条例の趣旨に関する条文において、この条例で定める事項を現行の公共下水道の管理に関することから、公共下水道の構造、管理及び使用に関することに改め、第 1 章の次に第 1 章の 2 として、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準に関する章を加え、公共下水道の構造の技術上の基準、排水施設及び処理施設に共通する構造の基準、排水施設の構造の基準、処理施設の構造の基準、終末処理場の維持管理の基準など、6 条の条文が定められています。また、第 23 条水質適合のための除外施設の設置等に関する条文中に、1・4—ジオキサン 1 リットルにつき 0.5 ミリグラム以下の号

を加え、その他必要な条文整備を行う改正がなされています。必要な条文整備において、一部、第35条中の(以下単に「暗渠」という。)の条文を削除し忘れる簡易な誤りが見られましたが、今回の改正の目的や効力に影響を及ぼすものではなく、よって議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

議案第64号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号砥部町公共下水道条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第6 議案第65号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第6議案第65号砥部町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第65号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第65号砥部町営住宅管理条例の一部改正については、地域主権一括法の成立に伴う公営住宅法の改正により、公営住宅の入居者の収入基準を各自治体が定めることとされたため、条例を改正するもので、第6条の入居者の資格に関する条文中に、入居することができる者の条件として、収入の上限金額を明記するとともに、地方税を滞納していない者であることを加え、入居者が身体障害者である場合等の要件を明記し、第11条の同居の承認に関する条文中、第2項において、同居を承認してはならない場合、並びに、ただし書きの規定を定め、第17条において、家賃の延滞金の徴収に関する条文を削除する改正がなされています。その他、必要な条文整備が行われています。改正内容は適正と認められ、よって議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 65 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 65 号砥部町営住宅管理条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第 7 議案第 66 号 砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 7 議案第 66 号砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る 12 月 6 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第 66 号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第 66 号砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正については、入居資格に地方税の納付要件を加えるとともに、家賃の延滞金を徴収しないこととするため改正するもので、第 6 条の入所者の資格関係の条文に、地方税を滞納していない者であることの要件を加えるとともに、第 17 条の家賃の延滞金の徴収に関する条文を削除する改正がなされ、その他、必要箇所の条文整備がなされています。一部委員から、延滞金の徴収に関する条文を削除する理由について質問があり、これに対し、公営住宅使用料は民法で定める料金にあたるもの最高裁の判例があり、解釈として延滞金を取ることは出来ないと判断し、現実に延滞金の徴収は行なっていない旨の説明がありました。本条例の改正内容は適正と認められ、よって、議案第 66 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 66 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 66 号砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 67 号 砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正について

日程第 9 議案第 68 号 砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第 8 議案第 67 号砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正について及び日程第 9 議案第 68 号砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正についてを一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) ご報告申し上げます。去る 12 月 6 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 67 号及び議案第 68 号の条例改正 2 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに議案第 67 号砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正については、入居資格に地方税の納付要件を加えるとともに、住宅の所在地等の錯誤を修正するため改正するもので、第 6 条の入所者の資格に関する条文に、地方税を滞納していない者であることの要件を加えるとともに、第 4 条関係別表第 1 中、高市団地及び大内野団地の位置の改正、第 12 条関係別表第 2 中、平団地の住宅名の改正、その他、必要箇所の条文整備がなされています。次に議案第 68 号砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正については、入居資格に地方税の納付要件を加えるため改正するもので、第 6 条の入所者の資格に関する条文に、地方税を滞納していない者であることの要件を加え、その他、必要箇所の条文整備がなされております。以上 2 議案は適正な改正がなされていると認められ、よって、議案第 67 号及び議案第 68 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。討論・採決については 1 件ずつ行います。議案第 67 号砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

議案第 67 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案 67 号砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 68 号砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

討論なしと認めます。

議案第 68 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 69 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 11 議案第 70 号 平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 71 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 10 議案第 69 号から日程第 12 議案第 71 号までの平成 24 年度補正予算に関する 3 件を一括議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。12 月 6 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました補正予算 2 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 69 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち当委員会所管の主なものは、民生費のうち障害者福祉費関係で、平成 25 年度から障害者総合支援法が施行されることに伴う障害者自立支援システム改修委託料 92 万 4 千円、申請者の増加による身体障害者補装具支給費 368 万 5 千円を増額、また、生活保護受給者がペースメーカーを付ける手術を受けたことに伴う自立支援医療給付費 280 万円、障害者自立支援法の改正により施設入所などの事務が県から移譲されたことに伴い、サービス利用者が増加したことによる介護給付費等支給事業費 4,025 万 6 千円を増額しています。医療費関係では、母子家庭医療費助成事業費 300 万円を増額、児童福祉費関係では、広域保育の利用者増に伴う委託料 876 万 7 千円、子ども手当不足額 790 万円を増額しています。その他人件費の補正を行っています。次に、議案第 70 号平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号については、事業勘定、6,528 万 1 千円の増額補正で、内容は高額医療費 1,330 万 2 千円、後期高齢者支援金 3,842 万 9 千円、介護給付費納付金 1,250 万 3 千円、過年度保険税などの償還金 104 万 7 千円の増額であります。財源は、国庫支出金、前期高齢者交付金を増額し、繰越金を減額しています。また、一時借入金の最高借入額を 3 億 5 千万円増額し、5 億円とする補正がなされています。いずれも適正な補正であると認められ、よって議案第 69 号、議案 70 号の補正予算 2 件は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 次に、山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る 12 月 6 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算 2 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 69 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち、当委員会

所管の主なものは、衛生費では、美化センター臨時職員賃金 48 万 6 千円、水道事業会計出資金 955 万 2 千円を増額、農林水産業費では、青年就農給付金 75 万円、林道神の森小猿線排水路整備工事費 375 万 4 千円を増額、商工費では、国道 33 号の中央分離帯への砥部焼モニュメント設計業務委託料 98 万 7 千円を増額、土木費では、川登地区の老朽化した橋梁の補修調査設計委託料 50 万円、通学路の安全対策工事費 370 万円、町道井手の上線の拡張工事費 450 万円を増額しています。その他人件費などの補正を行っています。次に、議案第 71 号平成 24 年度砥部町水道会計補正予算第 3 号については、資本的支出において、宮内地区配水管布設替えのための調査設計委託料 250 万円、第 8 次拡張事業による第 4 水源地ほかの詳細設計委託料 2,500 万円を増額しています。収入は資本的収入を 2,494 万 7 千円増額し、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしています。また、第 8 次拡張事業に係る企業債 950 万円を追加する地方債補正がなされています。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第 69 号及び議案第 71 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。12 月 6 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第 69 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 69 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち、当委員会所管の主なものは、総務費で、町長室及び議場の修繕費及び備品購入費 110 万 7 千円、機構改革に伴うネットワーク機器設定変更委託料 46 万 2 千円、七折区の集会所及び広場のトイレ洋式化に伴う町コミュニティ施設整備事業補助金 70 万 4 千円を増額し、その他人件費などの補正を行っています。教育費では、学校生活支援員の賃金 52 万 8 千円、高市小学校屋内運動場老朽化改修のための工事監理委託料及び改修工事費 1,254 万 8 千円、中学校の選手派遣費助成金 54 万 2 千円、組織変更に伴う中央公民館事務室の改修費 233 万 3 千円を増額、また、坂村真民記念館費で、記念館開館 1 周年記念事業として、特別企画展相田みつをと坂村真民の世界展を開催する経費 142 万 2 千円、LED スポットライト 12 台購入費 40 万 1 千円を増額しています。その他、人件費などの補正を行っています。補正総額 1 億 416 万 2 千円の財源については、地方交付税 4,111 万 6 千円、国県支出金 4,781 万 1 千円、町債 960 万円、その他、負担金、使用料、諸収入、計 563 万 5 千円を充てています。また、戸籍総合システム機器借上料及び保守料に対する債務負担ほか 1 件の債務負担行為補正、高市小学校屋内運動場老朽化改修事業に係る限度額 960 万円の地方債補正、一時借入金の最高借入額を 5 億円増額し、15 億円とする補正がなされています。以上、議案第 69 号は、適正な補正がなされていると認められ、よって原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。12 番 井上洋一君。

○12 番（井上洋一） 今委員長報告で坂村真民記念館についてお話がありました。オープンから現在までに入館状況どないになっておるのでしょうか。



○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） 井上議員の質問についてお答えをさせていただきます。12月の定例会の委員会の中では、その入場者数の把握ができておりません。9月の方では発表をさせていただきましたけれども、12月の折にはその入場者数の話し合いはできておりませんので、担当課に答弁をお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 坪内教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（坪内孝志） それでは井上議員さんのご質問にお答えさせていただきます。11月末時点になりますが、入館者数、2万1,880人でございます。それから12月分につきましてはちょっと別になりますが、12月につきましては、13日現在で334人でございます。以上報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 他に質疑ありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 今の関連になりますので、まず1点目は、相田みつをと坂村真民の世界展ということで、かかる費用は基本的には入場料等で賄いたいということで、これはこれで良いことだと思うんですが、来場者数をどれぐらいに設定をされているんでしょうか。まずこれをお聞きしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） 総務文教常任委員長としては、そのことについて把握はできておりません。担当課に報告をさせます。

○議長（政岡洋三郎） 坪内教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 佐々木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。相田みつを坂村真民のコラボ展ですが、3月10日から5月12日、実数で55日の開館になりますが、6,060人、1日あたり110人を予定しております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 山口委員長に産業建設の分野で2点お尋ね致します。7款商工費で砥部焼のモニュメントを設置するというふうなことで、設計委託業務、設計業務の委託料98万7千円補正で上がっておりますが、この予算の概要のところ見てみましたら、中学校の前あたりのところというふうになってるんですけども、国道33号線他の場所については、今後拡大をされるようなことになってるのかどうか、それからもう1点は、通学路の安全点検をして、色んなところで補修をする、補修といいますか、線の引き直しなどで370万円の増額の補正が出されております。これは非常に良いことだと思うんですけども、他にもまだこの点検結果で必要な箇所というのがあるのかどうか、以上2点お尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 佐々木議員さんの質問で、最初に砥部焼モニュメント設置工事の場所と他にも拡大するというご質問がありました。場所的には、郵便局の前から交番辺りと、そしてちとせ食堂から千足の砥部旧道の方へ降りるあたりまでの2箇所を今予定しておりますけど、これは事故等の問題がありますので、まだ設計段階とそういう許可を取るため

にその道路も、国道でございますので、許可を得ないかんという段階でございますので、今のところは、他に予定をしてるということはございません。そして今言いよるその次にございました通学路ですけど、点検結果が12箇所上がっております。その各どういう整備をしていくかというふうなことも結果的にこういう表になっております。それ以外にあるのかと言われると、ちょっと私も分かりません。とりあえずこれだけ上がってきておると、もしそれ以外にあるのであれば、産業建設課長にご返答をいただきたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず砥部焼のモニメントの設置、今計画しておる以外のところにあるかどうかということございますが、これにつきましては、中央分離帯ということで、特殊な部門でございまして、今回砥部町で初めて四国地方管内でも初めての例ということでございます。今回がまず第一弾ということで、次の2弾目というのは今のところは国交省さんの方にもこれから協議せんといかんということでございますので、非常に許可は厳しいものだとは認識しております。今回が初めての場所ということで、砥部町で1箇所、今のところは1箇所と考えております。また、交通関係の点検の分でございますが、12月補正で今提案させていただいておるのは、町道部分のみ、その他の農道生活道路と言われる分につきましては、また当初予算に反映させていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。13番中村茂君。

○13番（中村茂） 土木費についてお伺いします。土木費の内の3道路新設改良工事があります。450万円。これは町道井出の上線道路改修工事となっております。ちょうどこれはJAの農協の前だと理解しておるんですけども、広くなってあと信号、あとつける可能性があるかどうか。そこら辺りを確認したいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 今井出の上線、農協の前のことですよ。これはまだ改良、土地を買収して、そこの道の幅が広がるということで、まだ信号までは考えてないと思います。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 13番中村茂君。

○13番（中村茂） 拡張するということは、いいことではありますが、信号がないというのは余計危険が伴うんではないかと思うんですね。道路が広がって、すぐに飛び出す可能性があるんでね。やっぱりそこに信号を付けるという前提がなければ広げる意味がないんじゃないかと思うんですが、今後その交渉するかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） おっしゃるとおりでございます。一応課としてはその信号が付くように要望はしておりますので、なるべくできるだけ早く付けるような努力はさせていただきたいように要望しておきます。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。これで質疑を終わります。討論、採決については

1 件ずつ行います。

議案第 69 号平成 24 年度一般会計補正予算第 4 号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 69 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし] の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 70 号平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 70 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし] の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 70 号平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 71 号平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 71 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし] の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 71 号平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を 10 時 55 分といたします。

午前 10 時 43 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

~~~~~

日程第 13 請願第 1 号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 再開します。日程第13 請願第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(宮内光久) ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました、請願第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、看護師など夜勤交代制労働者の労働環境の改善及び医師・看護師、介護職員の大幅増員を求める意見書を国に提出することです。委員の意見を求めたところ、継続審査が必要という意見があり、他の委員の考えを確認したところ、全員継続審査が適当ということでありました。よって、請願第1号は継続審査とすべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、請願第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。



日程第14 請願第2号 脱原発と再生可能エネルギーへの転換を求める請願について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第14 請願第2号脱原発と再生可能エネルギーへの転換を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(宮内光久) ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました、請願第2号脱原発と再生可能エネルギーへの転換を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、伊方など原発再稼働の方針を撤回し、すべての原発から撤退し廃炉とすること、並びに再生可能エネルギーの普及に本格的に取り組む旨の意見書を政府に提出することです。委員の意見を求めたところ、廃炉にするにしても、それに伴う財源等様々な問題があるため、継続審査が必要という意見があり、他の委員の考えを確認したところ、全員継続審査が適当ということでありました。よって請願第2号は継続審査とすべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、請願第2号脱原発と再生可能エネルギーへの転換を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第15 請願第3号 MV-22 オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める  
請願について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第15 請願第3号MV-22 オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました、請願第3号MV-22 オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、沖縄普天間飛行場へのオスプレイ配備を撤回すること、並びにオスプレイを含め米軍機による低空飛行訓練を中止する旨の意見書を国に提出することです。委員の意見を求めたところ、オスプレイの配備は日米安保での取り決めの中の一部でもあり、その安全性等についてさらに調査する必要があるという意見があり、他の委員の考えを確認したところ、全員、継続審査が適当ということでありました。よって請願第3号は継続審査とすべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 委員会のところでは継続というふうになったということですが、この文章の中にも9月27日は、四国の町村長議長大会でもこのオスプレイの訓練中止を求める国への要求決議を決定しているというふうな背景もございます。また、愛媛県もオレンジルートというルートの中に入って、どのような危険なことがあるかもしれません。現にオスプレイの問題については安全性の確認をというふうなお話でもありましたが、現実的に事故も起こしているわけでございます。そういう事実がある中でですね、安保条約に縛られるということではなく、もっと我々国民やこの町民の立場でですね、少しでも安全性を確保するために、ぜひとも本題はこの議会で議決もしていただきたいというふうなことを思ったんですけども、こ

の町村長議長大会での様子など、できましたら、お知らせいただければと思います。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） 佐々木議員さんの質問にお答えをいたします。当委員会  
でこの9月の27日に四国の町村会議長大会でもこのように採択を勧めたところがあります。こ  
れは、政岡議長の方からも報告がありました。しかし、砥部町としては、四国町村会の中では  
1つに入っておりますけど、砥部町としては全員このような継続審議で1つ審査をする必要が  
あると考えましたので、継続審査にしたわけでございます。あとをよろしくお願い致します。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 委員長のお答えの中で、私が四国の町村長議長大会でのこの決議をそ  
の決めた経過といいましようか、その辺の様子などを分かっている範囲で、お聞きできればな  
ということ質問をさせていただいたんですが、その辺回答はいただけないものでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） これは四国四県の町村長議長大会のところで、低空飛行訓練の中止と  
いうことで、出ておまして、それを全会一致で採択したということでございます。

他にございませんか。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

請願第3号の採択を行います。請願第3号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のと  
おり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、請願第3号MV-22 オスプレイの配備  
撤回と低空飛行訓練の中止を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第16 請願第4号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第16 請願第4号消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願  
についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されま  
した、請願第4号消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願について、審査の結果をご  
報告申し上げます。本請願内容は、消費税増税をやめるよう求める意見書を国に対して提出す  
ることです。委員の意見を求めたところ、消費税増税をやめるには、それに代わる財源  
の問題もあるため、継続審査が必要という意見があり、他の委員の考えを確認したところ、全  
員、継続審査が適当ということでありました。よって請願第4号は継続審査とすべきものと決  
定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

請願第4号の採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、請願第4号消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

### 日程第17 請願第5号 安全・安心社会を実現するため公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第17請願第5号安全・安心社会を実現するため公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました、請願第5号安全・安心社会を実現するため公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、憲法第25条の安全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実をはかること、並びに国の出先機関を原則廃止するアクションプランなどを見直し、防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実をはかることを国に対して要請することです。委員の意見を求めたところ、調査研究のため継続審査が必要という意見があり、他の委員の考えを確認したところ、全員、継続審査が適当ということでありました。よって、請願第5号は継続審査とすべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

請願第5号の採決を行います。請願第5号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、請願第5号安全・安心社会を実現する

ため公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩をします。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思います。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 49 分 再開

~~~~~

#### 日程第 18 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（政岡洋三郎） 再開します。日程第 18 諮問第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 諮問第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成 24 年 12 月 14 日提出、砥部町長中村剛志。提案理由、豊島徳子委員は平成 25 年 3 月 31 日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものである。住所、愛媛県伊予郡砥部町大南 2189 番地 3。氏名、中塚香代。生年月日、昭和 25 年 3 月 3 日。よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） お諮りします。本件はお手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって諮問第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りいたしました意見のとおり答申することに決定しました。

お諮りします。ただいま砥部町議会委員会条例の一部改正について、議会運営委員長から、発議第 3 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって発議第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第 1 発議第 3 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

○議長（政岡洋三郎） 追加日程第 1 発議第 3 号砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。中島議会運営委員長。

○議会運営委員長（中島博志） 発議第 3 号砥部町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を、次のとおり砥部町会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。平成 24 年 12 月 14 日提出、砥部町議会議長政岡洋三郎様。砥部町議会運営委員長中島博志。砥部町議会委員



会条例の一部を改正する条例。砥部町議会委員会条例（平成 17 年砥部町条例第 155 号）の一部を次のように改正する。第 2 条第 1 号中「総務文教常任委員会」を「総務常任委員会」に改め、「教育委員会事務局」を削り、同条第 2 号中「厚生常任委員会」を「厚生文教常任委員会」に改め、「介護福祉課」の次に「学校教育課及び社会教育課」を加え、同条第 3 号中「産業建設課」を「建設課、産業振興課」に改める。附則としまして、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。提案理由、砥部町課設置条例の一部改正に伴い、委員会の構成を改正するものであります。議員の皆様にはご理解をいただく中、ご承認賜わりますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

これから発議第 3 号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、発議第 3 号砥部町議会委員会条例の一部改正については、可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、継続審査となっております請願など常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会に当たり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、終始熱心なご審議を賜り、全議案ご議決、ご同意いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。会期中に賜りました様々なご提言そしてご指導、ご指摘いただきましたことは、これからの町政運営及び行政事務遂行に生かして参りたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願いいたします。さて、明後日には衆議院議員総選挙の結果が出ます。第 3 極の行方、また政権与党がどこになるのか、非常に興味があるところがございますが、いずれにせよ、公約を守る政権であってほしいと願うばかりでございます。来年 2 月には、砥部町におきましても新しい体制となります。10 年間という長期にわたり、私に砥部町のかじ取りを託していただきましたことへのお礼と感謝の気持ちを込めて、残された 1 カ月半を全力で頑張りました。

いと思います。また、次期町長にはどうすればもっと町がよくなるかをいつも考えながら、町民のみなさんの負託にこたえていただきたいと思います。今年の冬は、例年になく寒い冬となりそうです。どうか、ご自愛のうえ、お元気で越年されますことをお祈り申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

(拍手あり)

○議長(政岡洋三郎) 栗林議員。

○8番(栗林政伸) ちょっと今議会で退任するんで、お礼を私言いたいんですが、お許しただけですでしょうか。

○議長(政岡洋三郎) 許可いたします。

○8番(栗林政伸) 私はこの本日の議会を持って、退任をいたします。ただいま、議長さんから退任のあいさつをとということで、了解、お許しを頂きましたので、一言理事者の方、また課長さん、議員のみなさんにお礼を申し上げたいと思います。平成の11年4月に初めてこの砥部町の議会選挙に立候補しまして、当時20名の定員でございましたが、下から4番目ぐらいで当選をして、それ以来、4回の選挙をいたしました。私の選挙は非常に下の方を這う選挙で、非常に上の方の人が私のおかげで通ったんぞなどと言うような、温かいお言葉とずっとこの13年半、何事もなく務めさせていただきました。その間、厚生常任委員長、総務常任委員長を、委員長を3回、そして副議長、議長、皆さんにご推挙していただいて、務めさせていただきました。また、議長の折には、愛媛県の議長会の副会長という大役もさせていただきました。また、今、13年半で思い浮かべてみますと、合併の5つのパターンで、砥部町も大揉めをいたしました。中村町長が過半数取ったとこと合併しますよと、過半数取つとるとこがなかったら1位と2位とでまた決戦投票しますとということで、非常に今思い出したら松山市と広田、これを選択するのに非常に私らも日夜努力して、広田を決めたことを頭に浮かべております。また、副議長の時には、平岡先輩と、また町長や課長さんと一緒に、下水道のことで徳丸行って、頭の上に肥溜を担いどんのとつよいよというぐらいきついことも言われたことも非常に頭の中に残っております。今考えてみれば、そういうことも全部走馬灯のように思い出すが、夜寝よっても多々あります。私はもう、今日この本会議場が最後で、もう二度と来ることもございませんが、本当にあの、理事者、中村町長始め、また課長さんには大変お世話になりました。また、次に続いてやる議員のみなさんは、砥部町のために本当に誠心誠意こめて、働いていただいて、良い、住み良い砥部町のために、頑張ってくれることを私は期待しております。私はまた影ながら町民の1人として、色々町政にも寄与をしていきたいと思っております。また、色々道でもお会いすると思いますが、1つ石を投げんように、温かいお声をかけてくれることをお願いいたしまして、私のお礼、挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手あり)

○議長(政岡洋三郎) 長い間ご苦勞でございました。宮内議員。

○11番(宮内光久) 栗林議員さんに引き続きまして、宮内光久、今限りで引退をさせてい

ただきます。思えば1999年、平成11年でございますが、栗林さん同様、11名の議員が一期同僚として当選をさせていただきました。それから14年弱ではございますけれども、先輩議員さん、また理事者の皆様方には大変厚くお礼を申し上げたいところであります。思えば先ほど栗林議員さんの方から、平成の大合併、町のリコール運動で町長並びに議会が解散したこともこの前のように思えますし、また平成17年には新しいこの砥部町が誕生したことを今本当にうれしく思っております。あと少しでございますけれども、残された期間、一生懸命また頑張ってお参りたい、このように考えております。残された、失礼いたしました。皆様方には、これから12月、年末年始にかけて、一生懸命支持者に訴えられると思いますが、お体には十二分にご自愛をなさいまして、風邪などひかないように、全員当選ができますことを私は祈っております。最後になりましたが、本当にこの13年と半年間、皆様方の温かいご厚情に感謝を申し上げ、簡単ではありますが、私のあいさつに代えさせていただきます。今までどうもありがとうございました。

(拍手あり)

○議長(政岡洋三郎) 13番中村茂君。

○13番(中村茂) 議長のお許しを頂きまして、退任に当たり一言ご挨拶をさせていただきます。皆様方と共に13年半、こうやって議場で意見を交わすことは最後となりました。これで死ぬわけでございませぬ。平成11年、遅咲きの桜として62歳で当選させていただきました、4期13年半、皆様方と素晴らしい先輩に恵まれ、また素晴らしい同僚に恵まれまして、一生懸命砥部町の発展のために微力ではございましたが尽力をさせていただくことができました。本当に素晴らしい、自分の14年間であったと思います。その間におきましては、私の提案に対して理事者の方は大変真摯に受け止めていただけまして、及ばずながらささやかな結果を出させていただくことができました。本当にありがとうございました。その間、私2カ月ほど病気でリタイアしまして、皆様方にご心配やご迷惑をおかけしましたこと、ここでお詫びを申し上げておきたいと思っております。1つだけ私はこの14年間で自慢になることを申し上げたいと思っております。それは、砥部町が渇水の時に、学会の水をもらって砥部町が渇水を免れたというのがございました。これが2回ありましたですね。砥部町のみなさんはまず知らない人も多かったと思っておりますが、町長のご配慮で砥部広報にも載せていただき、感謝状も贈らせていただきました。これが1つの私の実績と言うたら厚かましいんですけども、皆様に誇れる1つの結果だったと、以外はそう大したことがなかったんであります。これが自慢できることだと感謝しております。今後は皆様方も大変厳しい戦いを今後、あとわずかでありまして、どうか勝ち抜いて、どうかこれからも素晴らしい砥部町の発展のために、全力で頑張ってくださいたいことを心からご祈念申し上げまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。大変長い間ありがとうございました。

(拍手あり)

○議長(政岡洋三郎) ただいまご挨拶をいただきましたご引退されます3人の議員さんにおかれましては、今後とも身体に十分気をつけていただきまして、ますますご活躍されますこと

を祈念いたします。また側面から町政発展のためにも、ご協力をくださるようよろしくお願いをいたします。どうも御苦勞でございました。何もなければ。本日で、今後議会はありませんので、そこでご勇退をされます中村町長に議会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。中村町長におかれましては、10年間にわたる町政運営、大変ご苦勞でございました。中村町政がスタートした時の大きな課題は合併問題でありました。どのような形での合併が望ましいのか、色々な考え方がある中、中村町長は町民の意見を最も尊重する方法での合併を進められ、現在の形での合併を成し遂げられました。また、合併後は健全財政を維持しつつ、陶街道五十三次を核として、砥部地区、広田地区が一体となった町づくりを推進されるとともに、難航していた公共下水道事業も無事軌道に乗せられ、また、坂村真民記念館建設にあたっては、多額の寄付金を集めるなど、卓越した手腕、行動力を発揮してこられました。広報とべ12月号の拝啓町民の皆様の中で、議員の皆さん、私の強い町長で色々ご迷惑をおかけしましたと述べておられました。時にはそういうこともあったかもしれませんが、強い信念を持った人でないと町長は務まりません。中村町長がその強い信念のもとで実践してこられたことは、笑顔を持って融和を図られて来たことでありましょう。おかげで砥部町は、今、県下で一番明るく和やかな雰囲気のある町であると感じております。議会といたしましても、中村町長と共に、車の両輪としてよりより町政の推進に寄与できたことを本当にうれしく思っているところでございます。我々議員も残りの期間を全力で頑張る所存でありますので、最後までよろしくお願い申し上げます。また、退任後におかれましても、健康には十分ご留意いただき、末永く砥部町の発展にご尽力を賜りますことをお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。

以上をもって、平成24年第4回砥部町議会定例会を閉会します。ご苦勞でございました。

閉会 午後0時12分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資料

24 砥議第 112 号  
平成 24 年 12 月 14 日

砥部町長 中村 剛志 様

砥部町議会議長 政岡 洋三郎

### 人権擁護委員の推薦に関する答申

本議会は、平成 24 年 12 月 14 日諮問第 4 号人権擁護委員の推薦について、次のとおり答申する。

### 記

#### 意 見

推薦のあった者は適任であると認める。